

平成27年第3回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--------------------------------|------------|----------------|-----------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成27年9月18日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 議 | 9月28日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 9月28日 午後4時56分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 上 原 祐 希 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 與那嶺 透 | 10 | 久 田 浩 也 |
| | 4 | 東恩納 寛 政 | 11 | 座間味 薫 |
| | 5 | 與 那 勝 治 | | |
| | 6 | 吉 田 清 尊 | | |
| | 7 | 玉 城 みちよ | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 6 | 吉 田 清 尊 | 7 | 玉 城 みちよ |
| 職務のため議場に出席したもの | 事務局 長 | 小那覇 安 啓 | 書 記 | 宇茂佐 和 代 |
| | 係 長 | 玉 城 民 枝 | | |
| 地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名 | 村 長 | 與那嶺 幸 人 | 経 済 課 長 | 島 袋 輝 也 |
| | 副 村 長 | 大 城 清 紀 | 住 民 課 長 | 田 場 盛 史 |
| | 教 育 長 | 新 城 敦 | 福 祉 保 健 課 長 | 仲 村 美 奈 子 |
| | 総 務 課 長 | 小那覇 安 隆 | 幼 保 連 携 推 進 室 長 | 宮 里 晃 |
| | 企画財政課長 | 當 山 清 巳 | 会 計 管 理 者 | 與那嶺 敏 秋 |
| | 学校教育課長 | 田 港 朝 津 | | |
| | 社会教育課長 | 与 那 満 | | |
| 建設課長 | 金 城 正 明 | | | |

平成27年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成27年9月28日（月曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|-----------------------------------|-----|
| 1 | 議案第41号 | 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について | 質 疑 |
| 2 | 議案第42号 | 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について | 質 疑 |
| 3 | 議案第43号 | 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について | 質 疑 |
| 4 | 議案第44号 | 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について | 質 疑 |
| 5 | 議案第45号 | 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について | 質 疑 |
| 6 | 議案第46号 | 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について | 質 疑 |
| 7 | 議案第47号 | 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について | 質 疑 |
| 8 | 議案第48号 | 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について | 質 疑 |
| 9 | 認定第1号 | 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について | 質 疑 |
| 10 | 認定第2号 | 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | 質 疑 |
| 11 | 認定第3号 | 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 質 疑 |
| 12 | 認定第4号 | 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について | 質 疑 |

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1。「議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第41号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について、この第4条第1項第2号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。ということでありまして、詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

第2号、第3号を加えるということですが、第2号の場合、これは地方公務員法によりまして、休職を命じられた職員で、第3号も村長の許可を受けて休職を命じられた職員ということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 休職者についてということでありましたけれども、現在、休職している方、村長部局、それから教育委員会とか、あるいは保育所とか給食センターですね。それぞれの内訳、何名いますでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

ただいま、病気休職者が3名ございます。2名が教育長部局ですね。その内訳としましては1名が一般事務職ですね。1名が保育所職、そして村長部局に1名ございます。計の病気休職は3名でございまして、あと1名が専従によって休職している。

そういうことで、計4名の職員が休職をしている状況です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 3名が心身でしょうか、休職で、1人が専従者であるという説明でありました。この休職者に対するケアですね。対応、対策と申しますか。早い復帰を願っての対応をしているか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

病気休職者に関しましては、早目の復帰ということで、担当のほうで、それぞれの専門の先生の方と一緒に行って、ご相談を申し上げたり、今のところリハビリ出勤という態勢もとられまして、できるだけ早目に本人が復職できるように、バックアップしているような状況でございまして。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 それぞれの対応をしているということでありましたけれども、できるだけきちんと治して、復職できるように、ぜひ総務課もそうですけれども、この各休職されている方々の職場ですね。

含めてぜひ対応をきちんとやりまして、快く復職できるような対応を要望をして、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第2.「議案第42号 今帰仁村特定個人情報保護条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第3.「議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第43号、質疑いたします。

こっちに委員会の人数は、委員の人数は16人以内と(組織)に書かれていますけれども、この人数は、どういう方々が入っているのか。もしよければ、説明を求めます。

それと、委員会は何回開催される予定なのか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明いたします。

今、案の段階ではありますが、委員として学識経験者として、大学の先生2名、それから産業界の代表ということで、各種商工会から代表ですね。あと観光協会の代表をお願いしていて、あと農業委員会からも代表ですね。

それと村出身の中南部にいらっしゃる郷友会のほうから1名、代表をお願いしていこうと考えています。あとそれから住民のほうからのまた代表として、女性の会の代表をお願いしていきたいと。あと青年会のほうから。それから老人会のほうから、それとあと区長会のほう、それぞれ代表を依頼していこうと。あと議会のほうからもお願いをして、一人依頼をしている状況であります。それに行政側としては、5名ですね。副村長、教育長、あと幼保連携推進室長ですね。それから福祉保健課長、経済課長、その16名を今、案として考えています。

それからもう1点今の委員会としては、今年度中に3回は実施していこうと計画をしています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 「今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例」これから各専門の方々、あるいは関係者16名ということでもありますけれども、この総合戦略ですね。人口ビジョン含めて、例えば村民が説明をする場合は、どういうことを今後、戦略として練って策定していくのか。村民に詳しく説明するとき、どういうことをこれで話し合いをし、決定し、実行をしていくということなのか。ご説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明をいたします。

この進め方としましては、現在全世帯に住民アンケートをまず実施していきます。定住とか、あと若者、子育てですね。そういったもろもろを全世帯、アンケートを実施しまして、住民に意向を伺っていくと。それからあとは、村内にいる中学生、あとは村出身の高校生からも意見をアンケートを通して、意見を聴取していく。そういうことをまとめる中で、データを揃えながら分析をして、あと役場内部でも議論をしながら、それからたたき台をつかって、こう策定委員会あたりで、素案を提示して議論を深めていきたいと考えています。

おっしゃっているとおり、向こうはアンケートの結果とか集計をして、それなりに何がしかの形で、住民にどういう状況であるというのは、報告していくような形で進めていきたいと考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今、聞きましたら、若者からいろいろと幅広くアンケートもとってやっていくということでありまして。とてもいいことだと思っております。それでこの人口ビジョンということが、大きな柱になっていますけれども、そのあたりで今経済課を中心にこの農振の見直しがあると思っておりますけれども、その人口増加に向けて、必要なところを宅地にしていくという、この農振の一部除外ですね。やって人口増加を図っていくという考えが、今のところいいですから、考えがおありであるかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

農振の全面見直しが今年から作業が始まっていきますけれども、また字等、農業関係者の意見聴取等終わっていませんので、ただいまのところ委託業務を発注し終えたばかりですので、これから農地を整備するということでもあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 村長が常々、申し上げております人口1万人ということで、今帰仁村はせんだつての講演会でしたかね。の中で人口が激減していく中の上位にランクされておりまして、大変びっくりしたんですけれども、そういうことで、人口1万人というこの村長のお考えは、とてもいいことだと思っております。そういうことで、ぜひですね。今帰仁村は農業をより盛んにして、盛んにすべきところ、またそういうところは、今後ともより継続し、あるいはより広くして、農業振興を絶対に進めていくということをやっていただきたいと思っております。

それと同時に、人口増加をしていかないと、今帰仁村は衰退していく可能性がありますので、そういうこの人口ビジョンが、今回掲げられていますので、そのあたりを十分にこの企画財政課は企画財政課、経済課は経済課ということではなくて、それぞれ総合的に協議をしながら、あるいは連携しながら、協力しながら、ほかの課も含めて、ぜひ人口を増加していくと。そういう中ではまたこの住宅地に適している地域については、村民はとても住宅地を望んでいる地域、あるいは方々も多くいますので、そのあたりも配慮して、農振の見直しをして一部、除外をして、宅地が建てられるように、1万人人口が増えていきますように、皆さんが取り組んでいただくように要望をして、質疑を終わります。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。
- 9番 山城 太君 議案第43号に質疑いたしますが、人口ビジョン・総合戦略、何を目的にそういった委員会設置をなされるのか。答弁を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明をいたします。

この策定委員会の設置の目的につきましては、今、設置の第1条に書かれているとおりではありますが、今帰仁村にも人口ビジョンをやって、戦略を策定していくというのが義務づけられています。その中でも国のほうで、いろいろ新聞紙上でもあるように、日本の人口ですか。2060年とか、2040年ではかなり1万人をそのままの状況でいけば、1万人を割る可能性もあると。

皆さん、議員もご承知のように、国がビジョン、推計した中では、今帰仁村も現状のままでいけば、今9,500名から、10年後以降減って、今はそのままの状況でいけば、国が推計している中では7,000名強ですね。そのぐらい、そのままの状態だとそういくんだというふうなこう推計も提示されています。そういう中で、村としてもどうしてもまずは、国がやったものの中での推計はどうなるかということも含めながら、今帰仁村で現在これをやったらどうなるかとか。そういったある推計するときのパターンを若干絞り込んで、そういったのも人口ビジョンの中で、まず食い止めるのはどういった形になるかということも、推計しながら。この戦略の中でここ5カ年間、じゃあ戦略的に何をやっていくか。まず何からやっていくかとか。そういったものをこれまでも基本構想とか、そういうのは10年、20年計画はあるんですが、その中でも特にどれをやっていくかということのを、また住民の知恵とか、委員会みんなの知恵もおかりしながら、そういったものを抜き出して、そういったのをここ四、五年で計画をして、実施していく。それから実施しながら、毎年こういうチェックなりを重ねながら、また変更があればまた変更もやっていきたいと。そういう中で今、こうお願いする委員の先生方にも、今年は3回ですけれども、また来年、再来年もこう確認する意味で、意見もまた5カ年間は継続しながら、中身を検証しながらやっていきたいと。そういう目的でこう、設置条例を上げています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 説明漏れがありましたので、この総合戦略は、今、村としては子育て環境ですね。あとは雇用の場の創出。あとは人づくりですか。あとは当然、村長のほうもずっと農業と観光をずっと掲げていますので、そういったものも検討していきたいということでもあります。

人口ビジョン、私らもですね。だけど、先週ですか一般質問で村長のほうから話がありましたが、要は減少を食い止めて、何とか1万人の今帰仁村を目指していきたいということでもあります。

- 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。
- 9番 山城 太君 なぜ人口減少、ストップさせたいのか。何で1万人を目指すのか。それを答弁を求めます。それは、人口が多ければいいという問題でもないと思います。その辺の答弁を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質疑に、お答えしたいと思っております。

今帰仁村人口ビジョン総合戦略策定委員の設置であります。これは国から総合戦略の基本計画を策定しなさいと。これ義務付けであります。5カ年間の将来の今帰仁村のあるべき姿。これはなぜ国がある意味では、各都道府県、市町村にこれを策定しなさいと言っているかということ、全国の人口が減少をしていくという予想があつて、各市町村、これはそれぞれの地域性、地域の特徴を生かして頑張っていかなないと、結局は格差が出てくると。今一番問題になっているのが東京一極集中ということで、これを地方に分散させようという国の戦略があるわけです。それを地方にもこう国と一緒に人口をふやす努力をしなさいと。努力をするところには、財政的にも支援しますよと。この戦略を計画を立てないところには、その予算ですよ。地方交付税とかそういうのは別にして、「これについてはもらえませんか」と、「事業できませんよ」ということなんです。ですから各市町村、ある意味では知恵を出して、どういうふうにかつくりをするかということ、今、考えているところですが、議員が人口、私は増える、減るよりは増えたほうがいいというふうに思っております。そして1万人という、今帰仁村というのは戦後じき1万3,000人とか、1万5,000人までいったのかな。もう終戦でみんなが引き揚げたときに、その後どんどん減ってきて、1万人を行ったり来たりしていましたが、もう割ったという意味では、私は今帰仁村の村民の思いだと思っております。これは私の思いもあるけど、今帰仁村はやはりひとつの1万人とこのこういう目標を持って、村民が一丸となって頑張っていくということを考えていただきたいと。

いわば9,700名にしようとか、こういうことではなくて、1万人に設定して、それを目標に頑張っていこうという決意の表れであります。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 9番山城 太議員。

○ **9番 山城 太君** ただいまの答弁で理解できましたので、そういった答弁どおりにいくように、ぜひともに努力していきたいと思えます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ **8番 與那嶺好和君** 議案第43号 今帰仁村人口ビジョン・総合戦略策定委員会設置条例の制定についてですけど。まち・ひと・しごと創生法と言っていますけれども、人口をふやすためには、やはり工場をあと二、三件持ってこない、活気も出ないと思うんですよ。ということは、今505号ができてから、仲宗根のまちはほとんど潰れていますよね。今やっているのは、2カ所か3カ所、さしみ屋と北山歯科、な一は一屋。これぐらいですよ。夜はネオンちかちかしますけれども、そういった形で、前回に私はこの担当当たったんですけども、学識経験者が言うには、私はこの学識経験者というより、地元の人を、地元の学識経験者を入れたほうがいいと思うんですよ。大学の教授が今帰仁村について、何がわかりますか。現状を見てくださいよ。あのときの委員長、大学教授でした。何も余計、悪くなっているんじゃないですか。肉屋も閉まるし、安吉屋も閉まるし、ほとんど閉まっているんですよ。町屋を生かそうと言いながら、道もつくろうと言いながら、道もつくらない。かえって閉鎖しているんですよ。

今帰仁村の総人口9,000いくらかだと言いますが、本当にいるのは7,000名ぐらいですよ。地元を籍を置いて、ほとんど本土のほうで仕事をしていますよね。

だから一番の問題は、地元の人が地元の先輩方と一緒に聞いて、地元の有識経験者と。地元の人がど

うしたらいいかという、話し合いをしたほうがずっといいと思いますよ。前にも言ったように、地元の先輩方の意見を聞いたほうが、ずっといいと思うんですよ。現状見てわかるでしょう。仲宗根のまちの中。発展していないですよ。かえって潰れているんですよ。それよりは地元の経験者、有識者のほうを選んで、こういう総合戦略を策定したほうが、ずっといいと思うんですよ。それに対して、村長はどう思いますか。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

委員の構成の話ですけれども、私は専門知識を持った先生方も必要だと思っております。先ほど担当課長からありましたように、地元の皆さんがほぼ各組織を網羅しているわけです。そして今回初めて、今帰仁郷友会の中から、これまで企業で頑張ってきた方も一人委員として、今回選任したいと思っておりますので、地元のこともよく知っているし、戦略的といいますか。そういうものについても非常に知識のある人ですので、これまでとまたちょっと違う形の委員会ができるのかなということで、非常に期待をしているところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 きのうですね。崎山の豊年祭が終わってから、いっぱいまた横道にそれたんですよ。そしたらふるさと創生資金を送って公園行ったら見苦しいと。こんな状況だとは思わなかった。と言っているんですよ。繁盛しているみたいだけど、景観が非常に悪いと。あんないいビーチを持ちながら、なぜ今帰仁村は活用できないのか。そして一番、人口の問題も年寄りが住みやすいんですよ。若者は仕事がないから、外に出るんですよ。そしたら人口減るでしょう。年寄りはこちらで過ごして向こうに行けばいいですから。かえって若者を定住させるためには、やはり仕事のある工場誘致が先ではないかと思うわけです。今、今帰仁村には、農業を生かした仕事はいっぱいありますよ、それでも10名、20名、雇用すれば人口が多くなるんですよ。年寄りだけ集めてきて、人口が多くなったと。確かに固定資産税は多くなるはずですよ。しかし、今帰仁村は子どもが少ないんですよ。統計を見てくださいよ。年間調べたら生まれるのと亡くなるの。亡くなるほうが多いですよ、倍。それより、やはり人口をふやすためには地元の経済課、建設課とも話し合いながら、工場を誘致する。これが一番ですよ。若者を定住させるためにもですね。ただこれ絵に描いた餅ですよ。前回と同じように。前回はやった、人口は減っているんですよ。マチヤグラーは全部なくなっているんですよ、今。人口減っているんですよ、今帰仁村も。多くはなっていないです。それを考えたらやはり誘致するには、工場を誘致して若者を育てる。そういう那覇のひとつの例をいえば、成功していますよね。スッパイマンが。そういう方の意見を聞いて、こちらでつくらせば、そういう方を連れてきたら、人口多くなるんですよ。わざわざ那覇につくらなくて、今帰仁村につくってくれば、村長一人が言ったらすぐできるよ。

この総合ビジョンもいいんですけども、やはり地元のことを考えれば、工場を誘致して若者を定住させる。人口を多くする。まちを活気づける。そういう考えを村長、トップセールスとしてやってくださいよ、できますか。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

與那嶺議員からいろいろと提言がございますけれども、総合的にどういうふうな政策を出せばいいかということ、村として基本方向をつくるには、そういう策定委員の皆さんがこの基本戦略を計画を策定するということなんです。ですからいろんな人材に当たって、先ほど課長からもありましたように、非常に優秀な人材といますか。委員に選定しようと考えておりますので、いい計画ができるものと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第4.「議案第44号 今帰仁村手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第5.「議案第45号 平成27年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題とします。

歳入については、一括質疑とします。これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 歳入、13ページ。16款県支出金2項県補助金、3目衛生費県補助金の101万1,000円の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業とかありますけれども、説明求めます。

それと次の15ページ、19款繰入金の財産購入基金78万1,000円の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。(休憩時刻 午前10時36分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。(再開時刻 午前10時37分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいま1番議員の質疑に対して説明いたします。

13ページ、16款2項3目1節の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業ですけれども、この事業は、沖縄県が行う事業で、平成26年度に今実施しているんですけれども、海岸に漂着したごみ等を回収処理し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る目的とした事業となっております。内容的には賃金とそれから処分費等ですね。そういったものに充てる予定となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明いたします。

15ページ、繰入金のほうの財産購入基金についてですけれども、これは道路維持費のほうですね。歳出のほうの39ページの道路維持費のほうの、歳出としては、道路用地の購入費に充当するために繰り入れている財産購入基金であります。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 課長の説明で大体わかりました。

再度1点、質疑いたします。海岸漂着物は、賃金職員が年に何回ということ回収するのかですね。また各字にお願いして、各字、海を清掃しながらこれに充てるのかですね。年に何回するのか。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。

この賃金については、11月から2月の4カ月間ですね。海岸漂着物となりますので、各字というよりも海岸の清掃、漂着したものを処分するという形になりますので、あと2名を予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 歳入9ページ、14款2項手数料、2目衛生手数料、2節指定ゴミ袋等販売手数料、指定ゴミ袋を今帰仁村、本部町で使用する日程について、いつから開始をするのか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑について、説明いたします。

9ページ、歳入の14款2項2目衛生費手数料の2節一般廃棄物手数料の開始時期ということなんですけれども、これにつきましては、平成28年の2月1日が施行になりますので、実際にはその日から燃えるゴミ、それから粗大ゴミについては、村が指定するゴミ袋、または処理券を購入していただいて、それに基づいて出すということになりますけれども、実際にはその販売についてはそれ以前に販売するという形になりますので、その条例とは別に、それ以外は規程で定めるというのがありますので、その規程の中にそれ以前でも適用できますという形のものがありますので、実際にはその手数料について、今三者、社協とそれから観光協会、それから商工会、その三者について、この事務手数料、徴収委託を契約しますので……。ちょっとすみません、まとめていいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時42分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時42分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 失礼しました。

販売時期は、今の予定だと10月から先ほどの契約ですね。の予定になりますので、それ以降になります。その契約以降ですね。その三者との。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時42分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時44分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 この新しくゴミ袋を指定していくわけですが、これを村民がよりきちんと守って、それからいい清掃組合の運営をしていくために、村として住民への啓蒙活動といいますか。それについての計画といいますか。それについて、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑について、説明いたします。

有料化が始まる周知、この周知ということですが、来年2月1日からこの指定ゴミ袋の有料化が始まりますので、これ住民の皆様「燃えるゴミ」とそれから「粗大ゴミ」を出す場合には、指定ゴミ袋等を購入いただいて、決められた場所に、決められた時間までに出すということになりますが、有料化に伴うということでルール違反とか、そういったのもふえるということも想定されますので、担当課としては、

そういったことがならないよう村広報紙とか、周知用の横断幕等を、それから住民説明会なんですけれども、それも予定されているんですが、それが今年の10月21日から、27日までの期間、全字でこの有料化に向けての説明会を予定しております。

あとこのゴミ排出のルールを守っていただくためには、やはり当初が肝心だと思いますので、2月1日の実施に向けてなんですけれども、周知用という形で、指定ゴミ袋10枚を各世帯に配布をして、またそれを無料という形になるんですけれども、実際にはそれを当初は出していただくという形で今考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 いろいろと細かな計画をやっているということで、大変評価をしております。ぜひですね。2月からスムーズにこのゴミ袋の新しい使用ができるように、これからもまた努力をしていただくよう要望をして、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありますか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 歳入について、質疑いたします。

初歩的な質疑ではありますが、1ページ、19款繰入金と20款繰越金、これはどこからの繰り入れと、どこからの繰越しなのか、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明いたします。

1ページの繰入金、あと繰越金の詳細ですけれども、この詳細は歳入の15ページ、1項繰入金で、その中身としては財産購入基金からの繰り入れ。それと今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金からの繰り入れ。その合計が今言う1ページの繰入金になっております。

それと下の歳入の16ページの繰越金は、これは平成26年度の決算をやって、あと繰越分の一般財源分は、繰越充当の一般財源に充てた残りのほうの額ですか、それが今そういった9月の報告の中での、決算として繰越金がトータルで2億5,542万7,000円になったということです。つまり要するに去年の平成26年度の繰越金の決算ベースからの繰越しということでもあります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありますか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 歳入9ページ、使用料及び手数料、指定ゴミ袋の件ですけれども、これは前も今帰仁村はゴミ袋あったんじゃないですか。確かに私はあったと思いますけれども、今帰仁村のマーク入りのゴミ袋ですね。今度はこの指定したところ、社協とどこどこ、三者あると言っていますけれども、どこどこですか。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの8番議員の質疑について、ご説明いたします。

以前使っていたゴミ袋、文字入りのものなんですけれども、あれは村指定ということではなくて、業者が作成したものだったわけです。その中には、先ほど説明したこの手数料とか、そういったものは含まれていない形になります。今回はここにありますように手数料が入った形の指定ゴミ袋という形になっています。

それから販売の契約先なんですけれども、村商工会とそれから観光協会、それから社会福祉協議会、こ

の三者になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 わざわざこの三者に、今帰仁村民が買いに行くかな。私の考えでは、各売店がありますよね。売店でも販売をしないと、恐らくこの三者に買いに行く人は少ないと思いますよ。やはり店に入れないとですね。これはどう考えていますか。私はそう考えますけど。三者でいいのか。それとも各今泊とか売店ありますよね。売店に入れて、向こうで販売するような方法がいいんじゃないかと思えますけれども、社協と観光協会と、わざわざ今帰仁村の住民がこの三者のところに行って買いに行くか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について、説明いたします。

先ほどの説明、少し不足があったんですけども、販売ということでしたので、私のほうで勘違いをしまして、今回この三者というのは、卸、意味合い的には卸という形になりますので、その三者のほうで販売店、先ほど言った売店とか、Aコープ、商店とか、そういったところと契約していますので、その三者のほうで、それぞれの販売店と契約するという形になります。実際に販売は、その販売店ですね。卸業者が営業をしていきますので、その後にこの小売店は決まると思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 これには消費税もつくんですか。このゴミ袋の中に8%の消費税がつくんですか、つかないですか。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑について、説明いたします。

その手数料の中に消費税が含まれているかということなんですが、その手数料の中には消費税は含まれていません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 これ販売する以上は、消費税もつかないと法律上、違反になると思うんですけども、これ入っているのか、入っていないのか。それから今からこれも加算するのか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

そういったことも担当課、担当の係ですかに確認したんですけども、そのときにその中には消費税は含まれないということと。あとこれ手数料になりますので、手数料については、消費税は加算されないということで一応、伺っておりますけれども、もう一度、何といたしますか。確認してから正しい答弁、後ほどまたということによろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(休憩時刻 午前10時56分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。

(再開時刻 午前11時13分)

歳出に入りますが、その前に歳出及び歳入の質疑は一括で行います。まず歳出1款から4款までの質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 歳出21ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、この中の25節積立金、ふるさと基金950万円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金455万円ありますけれども、その詳しい説明をお願いします。

次に、29ページ、3款民生費、2項児童福祉費、その中の3目保育所費、8節報償費、9節旅費、幼保連携一体化講師謝礼、それから研修旅費として、同じく幼保連携一体化講師旅費ということで計上されています。この報償費と旅費の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明いたします。

歳出21ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費のうちの、ふるさと基金の950万円ですが、それは当初予算の段階で繰り入れとして、要するに950万円、基金からの繰り入れをやっていましたので、今回9月補正で積み立てということで戻しているということでもあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑について、説明します。

21ページの4目の25節積立金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、これはいわゆるふるさと納税のことで、6月から7月の末まで納税いただいた、ご寄附をいただいた方々の金額でございます。ちなみに法人が2名で、個人が14名、計16名の455万円の基金がございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑について、お答えします。

29ページ、3款2項3目保育所費の8節報償費と9節旅費の件につきまして、ご説明いたします。その件につきましては、幼保連携一体化施設、認定子ども園を平成30年4月オープンという形で取り組んでおりますが、その施設と建設を進めていくに当たりまして、行政及び保育所現場の関係者に関する学習会、セミナーを予定しております。講師につきましては、東京のほうから国の子ども子育て会議の委員の先生をお招きした形で、2日間にわたって学習会を行うための講師謝礼と講師旅費であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金ですね、ただいま答弁がありましたけれども、法人2団体、個人14名、計455万円が6月、7月ということでございますけれども、これが4月からの累計と4月からの金額と人数について、答弁を求めます。

それと参考に平成26年度の資料があれば、平成26年度の件数、個人、法人それから金額ですね。それについてありましたら、答弁を求めたいと思います。

それから保育所費のほうですけれども、この平成30年の4月に向けての認定子ども園のオープンに向けてということでもありますけれども、この講師の方々を呼んで行うこの時期ですね。いつごろ予定しているのか。今年度ですね。それとそれが今年度ではこれまでで終わりということなのか、次年度以降もそういう計画があるかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明します。

9月補正で出されているのは455万円ですね。その前の4月から5月末までは41万円のご寄附がございました。これは6月補正で基金に積み立てています。4月から6月は法人1名と個人が5名ですね。法人1社と個人が5名です。

ちなみに平成26年度の基金の総計は951万円になっています。法人が4社で、個人で22名の方が納税をしていただいております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまのご質疑に、ご説明いたします。

日程のほうは11月の下旬を予定しております。保育所現場の担当も含まれますので、日にちにつきましては、保育所のお休みの日、土曜日もしくは日曜日という形で、日程を調整していく予定であります。

また次年度以降につきましての件なんですけど、今回この子ども子育て支援法に基づく認定子ども園ということで、法も制度も大きく変わります。今回こういう形で専門の先生をお招きしての勉強会になりますけれども、非常に複雑な制度の中でありますので、今後の学習会等を含めましては、また協議をしながら考えていきたいということで、具体的に次年度の予定については決まっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 21ページの4目財産管理費、それから25節積立金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金、いわゆるふるさと納税でありますけれども、平成26年度で4社の法人と22名の個人ということでもあります。ふるさと納税は、今帰仁村を愛する、あるいは今帰仁村にいろいろと関わりを持った方々が、今帰仁村出身にかかわらず、村外、県外の方々が寄附をされるわけでございますけれども、これをすごく億という金が入ってきている市町村もございます。そういうことで今後、ふるさと納税を多くしていくためのトップセールスを村長もやっていただきたいと思いますけれども、その決意とまた課長も含めて、職員の方々もそういう売り込みといいますか。そういうふうな決意を含めて、村長の見解を求めます。

次、子ども子育て関係の保育所のほうです。この幼保連携一体化の認定子ども園は、全国的にも少なく、県内でもなかなかないんじゃないかと思っておりますけれども、この幼保連携をしていく上で、これを成功させていくことについて、トップであります教育長ですね。今後どのようにしてこれを成功させていくという決意について、お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、説明します。

いわゆるふるさと納税の活性化ということでのご質疑だったと思うんですけれども、これについては一

般質問でも2番議員にもお話をしましたように、必ずしも村内と今帰仁村と由緒ある方々ではなくて、もっと広げていこうということで、今商工会ともタイアップをして、契約をして「ふるさと応援チョイス」ですか、ホームページのほうからどんどん活性化していこうという計画は持っているということ、一般質問でもお答えしたとおりでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑に、お答えをしたいと思います。

先ほど、吉田議員からふるさと納税の促進のために、トップセールスということですが、これまで村長としても、これをふやすために努力をしております。そのひとつとして、やはりふるさと納税をした方に対しては、必ず私自身が電話でお礼を言って、「また今後もよろしく」ということをやっております。

それから、ふるさと納税促進委員の中で、返戻金のことについても商工会中心に今、調整中でありますので、今後10月以降について、この大幅にふるさと納税をふやすことができるのかなと、このように期待をしているところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは吉田議員の認定子ども園の決意についての質疑について、お答えいたします。

現在、公立での認定子ども園の設置については、県内ではまだありませんが、民間が5つの認定子ども園を予定しているようです。今回、今帰仁村が目指します認定子ども園は、幼稚園のメリットも、それから保育所のメリットも兼ね備えたものやっていますので、各県内の市町村が先進事例として、目標になれるような認定子ども園の設置について、考えて推進をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 ふるさと納税ですけれども、今帰仁村にはすばらしい産物といますか。ございます。そういうことでぜひ、この今帰仁村産のすばらしい品物を、ふるさと納税の方々に選んで、またこの予算の許す限り、少し多目にして、より多くのふるさと納税ができるように、やっていただきたいと思います。今後この今帰仁村の地産地消にも結びつきますし、今帰仁村のこのふるさと納税に対するお礼ですね。それについて、充実強化していくお考えについて、決意をお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑に、お答えをしたいと思います。

ふるさと納税をどうしてふやすかということですが、先ほども答弁いたしましたけれども、ちょっと漏れがありますので、申し上げますけれども、村の新年会とか、今帰仁村の郷友会、あらゆる機会にふるさと納税についてはお願いをしているところであります。そういう中でこれをこうふやして返戻金といえますか。それが今帰仁村の地産地消というか、農業の発展、商業の発展、特産品の開発にもつながっていくのかなと思っておりますので、今後ともふるさと納税については、力を入れて頑張っていきたい。このように決意をしたところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 質疑いたします。29ページ、3款民生費、2項児童福祉費の1目13節委託料、幼保連携一体化施設整備事業についてなんですけれども、これの詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの3番議員の質疑について、説明いたします。

3款2項1目13節の委託料につきまして、幼保連携一体化施設の整備事業にかかわるものでございますが、今年から公立の認定子ども園を、平成30年4月オープンに向けて動き出しております。その内容につきましては、本村の子ども子育て会議でも協議を重ねておりまして、8月19日に第1回目の幼保連携部会の会議が進みまして、実はその中で、認定子ども園の候補地を選定いたしました。候補地につきましては、第1案、第2案ございますけれども、その中で候補となる地域に民有地がございます。

また、物件などもございまして、その交渉のための調査、鑑定などの業務委託という形になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 候補地はもう2案挙がっているということなんです、これについては、答えられる分でするので、お答えというか、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

幼保連携一体化施設につきましては、平成25年度から保護者のアンケート等を取りまして、現在本村の抱えている課題、幼稚園施設、保育所施設の老朽化、また5歳児問題の受け入れ、待機児童の解消などの課題の解決の一つとして、策のひとつとして、公立の認定子ども園等が挙げられております。その公立の認定子ども園につきましては、村内3カ所の幼稚園をひとつにし、またその施設に保育所機能を持たせる形の幼児教育、保育施設という形になります。その施設を公立で村内に1カ所ということの計画でありまして、その計画のほうに基づいて、村内をひとつの保育、幼児教育区としてみなして、通園が30分以内であれば、その一つの区域とみなされる。いわゆる今帰仁村内がひとつの幼児教育、保育区域であります。その地域バランスを考えた形で、村内の中心部、北山学園プロジェクトも進めている関係上、小学校に隣接する形ということで、候補地を絞っております。

また、それ以外の兼次地区、天底地区につきましては、幼稚園が統合されるために、また民間施設の保育所、5歳児の受け入れ可能な保育所の誘致という形で、本村の保育、幼児教育施設の建築計画が今、進んでいるというところです。これにつきましては、住民説明会を10月30日を皮切りに、残り2カ所で予定をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今の説明で大体理解いたしました。

今、少子高齢化が叫ばれている中ですので、子どもを育てていくための環境づくり、これは急務だと思っています。先ほど教育長がおっしゃいましたほかの市町村の先進事例となれるように頑張っていきたいということでしたので、これからも推進してやっていただきたいと思います。以上で終わります。

- 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。11番座間味 薫議員。
- 11番 座間味 薫君 32ページ、4款2項1目11節の需用費の説明を求めます。
- 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 32ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の11節の需用費についてですが、これにつきましては、ゴミ袋の有料化に伴い、住民への周知としてゴミ袋の出し方表と、指定ゴミ袋、1世帯当たり10枚を無料で配付する予定としております。その内訳としては、配付用の指定ゴミ袋なんですけれども、それとそれから100万5,000円。それからボランティア用の袋ですね。それと粗大ゴミ処理券、これが4万円、それから違反ゴミのシールですね、それが5万円。それからゴミの分け方、出し方表の印刷ですね。それが10万8,000円、それからゴミの分け方のこうわかりやすい、大体15、6ページぐらいのやつなんですけれども、そのパンフレットの作成ということで12万円、それから有料化周知用の横断幕、それが3万円の内容となっております。以上です。
- 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。
- 11番 座間味 薫君 このゴミの出し方についてですけれども、各家庭の前に出すゴミと、あるいは例えば犬とかカラスとか、ネコによるゴミの散乱を防ぐために、各字独自で集積場、いわゆるゴミステーションですか。それを持っている字というのは、何箇所ぐらいあるか、把握されていますでしょうか。
- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時39分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時39分)
- 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 11番議員のご質疑に対して、ご説明いたします。
この字については、全ての字でステーション型ということになっています。以上です。
- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時40分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時40分)
- 11番座間味 薫議員。
- 11番 座間味 薫君 そのステーション、玉城の場合は多分、場所場所に基地みたいにして設けて、金網で囲ってやっているわけですよ、動物が入らないように。そうしたらいろんなところからゴミを持ち込みされます。これは夜、夜中であつたりとか、朝早くされて、今回この有料化になった場合、例えばこの有料ゴミではないやつは、もちろん回収しないわけです。そしたらどんどん違法なゴミ袋で持ち込まれたやつは溜まっていくわけです。それは後々はどういうふうにして処理されるんでしょうか。伺います。
- 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。
- 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。
このステーションにその字の方でない方が投棄するとか、そういったもので、このステーションでいろいろ問題があると思うんですけれども、今後この有料化に向けて個別収集というのも今、検討しております、もちろんこれはちょっと条件があるんですけれども、このパッカー車が安心、安全に通れるところ、そういったものを調査しながら、協議しながら進めていくと思うんですけれども、基本的には個別収集という形で、各家庭の庭先で出してもらおうという形で今検討しておりますので、またこの従来どおり、

ステーション型でやるというところがある場合には、その違反ゴミがあった場合は違反シールをはって一定期間置くという形になりますので、その置いた方にちょっと気づいてもらうという形でこれは収集できないという形で、すぐに回収してしまうと、やはりこれ回収できるんだなということで、そういった勘違いもあるんじゃないかと思しますので、一定期間置いた上で、それでもまだ改善されない場合は、その袋の中に個人を特定できるものがあれば、その特定されている方へちょっと連絡をして指導するという形、それ以外でも何と申しますか、聞かない場合はやはりそのまま置くというの、やはりにおいと近所に迷惑をかけますので、市町村で処分するという形になるかと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの11番 座間味 薫議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 有料化になったら、逆に不法投棄とかもふえるのではないかと危惧されますけれども、これもまた対策しないといけないと思っております。

最後にその粗大ゴミの処理券となっておりますけれども、これは幾らで何キロからが粗大ゴミなのかです。説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑について説明いたします。

粗大ゴミ処理券については、1枚300円になります。その粗大ゴミがどういうものかという、重さでいうと5キロ以上のものが粗大ゴミになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時44分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 先ほどのご質疑の中で、ちょっと訂正がありますので、先ほどステーションで違反ゴミですね。それを置いた場合には、最終的には市町村がということで申し上げたんですけれども、これにつきましては、ステーションについては、その利用している方が責任を持って管理することになりますので、役場ではなく、そのステーションを管理している方が処理することになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時47分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 歳出について、質疑いたします。

20ページ、2款1項1目13節の委託料、ふるさと納税お礼品等取扱業務委託の500万円についてですが、これは商工会と認識をしているんですが、その内容についてご説明を求めます。

続きまして、22ページの2款1項5目19節北部広域振興負担金のやんばる観光連携推進事業の内容について。

続きまして31ページの4款1項4目18節備品購入費の葬斎場のサイドカバーについて、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

20ページのふるさと納税お礼品等取扱業務委託、これはご指摘のとおり、商工会に委託をしていく予定でございます。その内訳としましては、ただいまのところ1月あたり150万円の納税があるだろうと。150万円掛ける6カ月ですね。これの約55%を予定しております。委託費をですね。その55%の内訳の中で約30%程度はお礼で特産品で返していこうと。残りが事務手数料、運賃とか、そういう等々となっております。今の進捗状況では、担当のほうでは商工会と調整の中で、宅配便の業者について、見積もりをもらって、そういう具体的な調整も入っているような状況でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明いたします。

22ページ、5目企画費の中の19節北部広域振興負担金の中のやんばる観光連携推進事業ですけれども、それは、北部広域への振興事業のほうで平成27年度事業採択されたものの負担金であります。これは12市町村で採択された場合、補助率は8割ですが、2割については、北部12市町村でそれぞれ2割分については、人口割りと均等割りで負担している分のこれは今帰仁村の負担分で129万580円ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

31ページの4款衛生費、1項保健衛生費、18節備品購入費なんですけれども、これにつきましては以前、議会でも質疑があった参列者の待機所とそれから葬斎場の間の北風対策ですね。それを対応するためのカバーの設置ということになっております。このカバーについては夏場などの暑さ対策も考慮をして、取り外し可能なカバーの設置を今予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 31ページの葬斎場のサイドカバーについては、前回一般質問をさせていただいたんですが、早速の対応に対して、村当局への敬意を表します。こちらは理解できましたので終わります。

続きまして20ページの委託料の内容なんですけど、こちら6カ月掛けるの150万円の55%という、その内30%はお礼品という形ではありますが、もしもこれが殺到した場合、うれしい悲鳴としてなんですけど、月150万円ではなく、さらに殺到していった場合に、この委託料は500万円では足りなくなってくるということになると思うんですが、お礼品の事業者からの買い取りに対して、その際の村の対応をお伺いします。

続きまして、22ページのやんばる観光連携推進事業なんですけど、この事業の負担等はわかったんですが、この事業の内容ですね。どういった観光推進を進めていくのか。その辺の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

ご指摘のとおり、まあまあ平均150万円を予定しておりますけれども、それを超えるうれしい悲鳴というんですか。そういう場合になったら、適宜、適当な時期に補正ということで対応できるものだと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ **経済課長 島袋輝也君** ただいまの2番議員の22ページ、2款1項5目19節のやんばる観光連携推進事業について、説明いたします。

事業の内容ということなのですが、この事業につきましては、やんばる地域の観光連携体制の構築と広域連携の着地型観光のメニューづくりですね。やんばる観光の周遊滞在を促進するメニューづくりのための、どういったものができるかということで、事業を行います。

それには4つの項目が分かれています、まず初めに連携の仕組みづくりですね。各市町村がどのように連携していくかという内容と、あと情報発信、今情報サイトの充実強化ということで、やんばるの道の駅で出しているようなフェイスブックであるとか、そういったものを活用した内容です。

あとは多言語ツールということで、指差会話、英語、中国語のものは、今年つくっていくということになっております。あとは観光プロモーションということで、観光フェアの出店と観光飲食のイベントなどをやると。あとはやんばるパックの試作とか、みやげ物袋の作成なども、今年検討するということになっております。

あとはニーズの把握ということで、観光客のスマートフォン、ビックデータを活用した内容での、例えば道の駅から以北に向かって海洋博を経由をして、観光客が、どういうふうに動いているかというものを集めまして、ニーズの調査をやるということが主な事業内容となっております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希君** 20ページの補正委託料に関しての再質疑ですが、補正で対応していくという形がありますが、これももし想定以上の速さでこの返礼品が間に合わない状態になった場合、臨時議会等を開きながら補正予算を組んでいくのか。もし間に合わない場合というのも、もしかしたら現場ではある可能性もあるので、その際は、何かしら流用できるようなそういう予算等も確保されているのか。説明を求めます。

あと22ページの観光推進事業内容ですか。これニーズ等を調査を進めていくということですが、これはこれからの観光というのは、多分北部広域、しっかり連携する中で、大変重要な部分だと思っておりますが、ニーズの調査等も含め、あとこの辺の連携に関しては、北部地区のこの観光協会等も含めての事業推進になっているのかどうか、お伺いします。

○ **議長 東恩納寛政君** 小那覇安隆総務課長。

○ **総務課長 小那覇安隆君** ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

ご指摘のとおり、この委託料で足りない、緊急の場合ということの想定でございますけれども、これは補正ということ、基本的に置かなくてはいけないと思います。それでも間に合いそうもなく、緊急だということであれば、この委託料自体がトータルの予算組みはされておりますので、いわゆる13節全体の中で500万円ということですので、その辺は節内の細節の中での流用といいますか。それは可能だと思いますので、そういう緊急の場合はそういう対応で、基本的には補正をしていくということで対応をしたいと思います。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 島袋輝也経済課長。

○ **経済課長 島袋輝也君** ただいまの質疑について、ご説明いたします。

22ページのやんばる観光連携推進事業についてでございますけれども、まずは連携について、どのような北部地区の団体が連携しているかということなんですが、行政の観光を主管する課長と係長、それからあとは北部地区の観光協会の方とエリアごとといたしますか、金武町、恩納村、宜野座村ブロックであるとか、あと国頭村、東村、大宜味村、名護市、本部町、今帰仁村、あと離島ブロックですね。含めた5エリアについて集まって、おのおのの地域でどのような事業メニューが仕組めるかとか、観光については区域はないので、北部地区全体でのメニューとか、そのようなやんばる全体としての観光の認知度を上げるような取り組みをどのような仕組みで今後やっていこうかという話し合いを持っているところでございます。

あと、観光連携の調査につきましては、先ほどもお話をしましたけれども、観光客がどのような動きをしているかというものを把握をしながら、どのような場所で、どのような明確な情報発信すべきかということのニーズ調査であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの2番 上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 20ページの委託料に関してですが、流用はこの500万円内でやるということで、理解をいたしました。

こちらふるさと納税促進委員会でもしっかりとそのうれしい悲鳴が聞こえるように取り組んで、しっかりと村内の事業者の活性化プラス村の財政のアップに努めるよう、今後ともしっかりと頑張っていけるよう、こちらもしっかり働いてまいりますので、よろしくをお願いします。

続きまして22ページの観光連携事業ですが、この内容については、行政、観光協会等も含めた内容ということですが、この辺観光協会と民間等の意見も今から聞きながら、ある程度何か具体的な観光ルートの策定だったり、これからのイベント等を北部地域挙げてのイベント等、何かそういった具体的な内容までを含めた推進事業であるのかどうか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのやんばる観光連携推進事業に関する質疑について、説明いたします。

具体的なイベント等の動きにつきましては、例えば一例としまして、今年進める事業としまして「いいな3村」の中で、伊是名、伊平屋、今帰仁ブロックでの歴史文化を探访するモニターツアーが予定されています。あとは伊江島、本部、名護、今帰仁のブロックにつきましては、アウトドアを生かした観光メニューの育成ということで、同じモニターツアーでの今年の事業であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後0時03分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

午前に引き続き、歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。質疑はありませんか。

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 歳出、質疑をしたいと思います。

21ページの2款1項総務管理費、5目企画費の13節委託料、不動産鑑定評価業務及び価格査定業務、どこを指すのかですね。説明を求めたいと思います。

それからめぐりまして30ページ、4款1項3目、20節扶助費、この前の議会で新聞媒体にも載っております子宮頸がん予防ワクチン接種後医療費等の支援ですね。概要は大まかに同僚議員からも一般質問でも理解をしているところでありますけれども、その説明を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。

○ 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について、説明いたします。

21ページの2款1項総務管理費、5目企画費の中の13節委託料の不動産鑑定、この場所は旧梯梧荘の鑑定であります。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 10番議員の質疑について、ご説明いたします。

4款1項3目の20節扶助費でございますが、子宮頸がん予防ワクチン接種後医療費等支援ということで、81万9,000円の計上をさせていただいております。先だつての一般質問の際に、7番玉城議員から質問を受けたところがございますが、ご承知のとおり、本村には1名の健康被害を受けている方がいらっしゃいます。その医療費、医療手当、渡航費というところで支援をしていく予定でございますが、渡航費につきましては、当該生徒が18歳未満ということで、保護者1名分も計上しているところがございます。現在、入院も2回ほど、今年度に入って行っておりますので、その入院費の4カ月分と、それに係る渡航費、親御さんが今4回、それからご本人も2回というカウントをしております、医療費等につきましては、今領収書等の取り揃えをお願いしているところですので、ご本人さんが入っている保険の限度額で今抑えているところがございますが、手当てについては4カ月の3万6,000円で計上をして、合計で81万9,000円。ただこれが、ご本人が揃えた領収書でこの中で賄えるかどうかというところがございますけれども、恐らく遡って遡及をするというところでも、今現在の入院の現状は賄えるのではないかと考えております。今後必要に応じて、また補正をさせていただく考えでおります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの企画課長の答弁で、この不動産鑑定評価及び価格査定業務、当該地域が梯梧荘であるということで認識はいたしました。この旧梯梧荘跡地については、これも同僚議員からも一般質問でも出ましたけれども、今オリオンビール株式会社との協議に入っていると、理解をしておりますけれども、この梯梧荘ですね。売却で不動産鑑定を入れるということは売却が目的で入れる作業になると思うんですけれども、売却するのか。それとも賃貸でいくのか。その方向性ですね。村長、全員協議会でもこれから協議に入るということは、我々報告を受けましたけれども、その中身ですね。新聞等の報道を見ますと売却の公算が高いのかなという村民からの問い合わせもあって、村長当局としては、部局としてどういう今後、方向性を持っているのか。

それと今、協議に入っているオリオンビールですね。オリオンビールの感触としては、恐らく事業概要、計画書も出ているかと思っておりますけれども、その感触と申しますか、今後の方向性ですね。この前も専務、常務が来村をしていろいろと協議に入ったという、この中身ですね。今後どういうふうに当局としても、考えているのか。その辺を報告をしていただきます。

それと子宮頸がん予防ワクチン接種後の医療費、これは非常に今回の医療費助成は、県内で自治体とし

でも2例目だということで、これは非常に高く評価をしたいと思っているところでございます。それで少し今、いささか疑問な点も、疑問というか、今回当初予算においては47万8,170円、これは接種の予算も計上されていまして。いろいろと副作用についてのアンケートはおとりになったということで伺っておりますけれども、どう捉えていいのか。これは接種を積極的に奨励するのか。それとも差し控えるのか。この本村においての当該者といえますか。あてはまる未来の若い女性に、そういうアンケートまで取られているのか。国のあるいは県のいろいろと情報を見ても、やはり接種を希望される親御さんもいるということでもありますので、なかなか厚労省との因果関係、この副反応ですか。本村としてこの方向性ですね。今回この1名の残念ながら、副反応が出て大変苦しんでいらっしゃるというお子さんもいて、今後のこの本村としてこうどう方向性、大変難しいところではあるかと思っておりますけれども、やはりそこはしっかりと情報発信する行政としてはやらなければならないと思っておりますので、この辺は課長としてはどういうお考えなのか。お聞かせください。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑に、お答えしたいと思います。

旧梯梧荘の件でございますけれども、オリオンビールが第一候補者ということで、今いろいろと交渉を進めておりますが、この梯梧荘跡地につきましては、文化財といえますか、遺跡がまずあるということ。それと今帰仁村の景観条例の中での高さの制限とか、そういうものをいろいろと事務方含めて、これまで詰めてきているところであります。

9月17日にオリオンビールの社長、その他の皆さんと意見交換をする中で、オリオンビールとしては、買い取りたいということは希望を申しでております。四、五点いろいろと問題がありますが、大きな点は2つですけれども、その中である意味ではそこを何とか買い取ってホテル事業を展開したいということなんでしょうけれども、目で見えない地下に埋蔵文化財の件について、相当気にしているわけです。だからそういう意味では、これはやってみないとわからないところもありますし、何とも言えないところもあるんですけど、遺構がないところというのも、相当の面積があるわけです。だからその辺は「あるのか」「ないのか」ということではなくて、「ここはもうない」という前提で進めていかないと、私は難しいと思っておりますけれども、面積もホテルが建つぐらいの面積は私はあると見ています。だからそういう意味では今後、この前これはトップというか、村長と社長との話し合いの中で、方向性としては村としてはぜひオリオンビールでこの事業を展開してほしいということで、用地の個人有地の問題も向こうから提起がありまして、これについては行政というか、村長として積極的に協力していきたいということと、駐車場が今の面積だけでは、とにかく足りない。ホテルは建てられるけど、駐車場が足りないということで、それについても個人有地を購入をして、そこを利用しないといかんという中で、農振の見直しはできるのかということについては、今年から見直しというか、農振の見直しがありますので、その中で対応できるだろうということ。もうひとつは進入道路につきましても、与那嶺の慰霊塔からの進入道路については、村としてこれは責任を持って、幅員を広げていきたいということで、これは事業化に向けて取り組んでいきたいということで、村としてもできるだけ対応をしていきたいということとありますが、遺構については、これは村長が決意をとすることは、非常に難しい面がありますので、そこはかからない場所にぜひつくってほし

いと。用地の拡大については、村も協力をしていきたいということで、話し合いをして具体的にいろんな向こうからの提案もありましたので、一緒に進めていこうということでの確認をしておりますが、契約までは少し時間がかかるかなと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 先ほどの質疑について、ご説明いたします。

かなりこの子宮頸がんワクチンを接種した後に、健康に害を生じている方々の事例が全国的にも報告をされているところで、議員がおっしゃいましたとおり、私ども村内でもお一人の方が、日常生活に支障をきたす重い症状であるということについては、本当に残念なことと思っております。ただ議員の皆さんのご協力も得て、今回子宮頸がん予防ワクチンの接種後の症状に対する支援の態勢が整えることにつきましては、大変御礼を申し上げたいと思います。

この子宮頸がん予防ワクチンですけれども、平成25年の4月から定期接種になりました。その前の平成23年、平成24年につきましては、定期接種に向けた促進事業ということで、任意ではありましたが、公的な予算が投じられております。平成25年の4月に改めて定期接種で公的支援をするというところで、このころちょうど、多くの健康被害が厚生労働省にも届きまして、積極的な勧奨はしないということで、その平成25年の6月に厚生労働省から通知がまいりました。それを受けて今帰仁村でも、積極的にはもう該当するお子さんたちに通知をしたり、チラシを配ったりということとはしておりません。今後もその方向でいく予定ではありますが、当初予算に1万5,000円余りの30回、議員がおっしゃったとおり47万8,170円の予算を立てておりますのは、あくまでもアンケートでもありましたが、やはりどうするか検討したい、あるいは3回の接種で、子宮頸がんの予防には大きな効果があるということも踏まえまして、迷ってはいるけれども、やはり受けようかなという親御さんもいらっしゃるものですから、今回の30回というのは、3回接種をしたとして、10名の方が受けられるような予算のとり方ではありますけれども、受け皿は持っていないといけないということでの、当初予算の計上でございます。方向性としては、積極的には推奨しないという方向性は、国と一緒に考えでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時31分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ある程度、理解はいたしましたので、この梯梧荘でありますけれども、いまいち村長の方向性というか、いうのがはっきりしないと。私は当初からこの購入に当たっても、少し携わってきた経緯もありますから、やはり行政が今箱物を所有するというのは、非常に管理等々の問題から、かなり財政に重い負担がかかるという観点から、ここまで当初ゆがふホールディングス、屋部土建も当初から購入というのを口にしてきた経緯があるわけです。その中で共済組合の縛りの中で、おおむね何年間というのがあったかと思っておりますけれども、5年ですか。そこを守るのも非常に大事だと思いますけれども、やはり財政を圧迫するというのは、非常に将来かなり村の方向性も左右するという観点からしても、今回はしっかりと売買に重きをおいて、環境整備に当たるとというのが基本ではないかと思うんです。というのも、鑑定ここ入れるわけですから、この時点から売買ありきで交渉に当たると。せっかくオリオンビール

も内々に話を聞いてみますと、非常に購入意欲があるということでございますので、その点からもこの農振の問題であるとか、環境譲渡できる。環境整備に当たってほしいということなんです。曖昧な答弁ではなくて、もうきっちりできるということを私は言いたいのですが、だからその辺に関してもしっかりとこの指針といいますか。そういう方向性というのは持って、おのずと逆算したら、何ら課題出てくると思うんです。その辺をしっかりと今後の意見交換、あるいはもう平成29年度というオリオンビールは目標を立てているわけですから、USJの絡みでですね。待ったなしで、国のほうもUSJに関する調査費もつけて、ほぼ間違いなく本部町には進出してくるという考えのもとで、その辺はやはり本村としても、近隣町村としては非常に恩恵を賜るという観点からも、せつかくのこのチャンスをしっかりと譲渡に向けた環境、譲渡に向けたところまで言い切って、環境の整備に当たってほしいというのが、私の言い分なんです。その辺をしっかりと村長としても譲渡と、売却ということを言い切って、その辺しかるべき行政が負うべき課題というのは見えてくるはずですから、そこをしっかりと処理していくと。そうすることで企業誘致も図って、経済に拍車がかかってくると思っております。その点ですね、村長。しっかりここは鑑定を入れる以上は、しっかりと譲渡できる環境をつくるということを、しっかりとした答弁をいただきたいと思います。

それから子宮頸がんワクチン、この医療費の助成。課長の答弁によりますとこれは平成25年度には定期接種ということで、この接種控えの確保はしつつも、いわゆる差し控えるというような解釈かなというふうに私は理解しているところでございます。それと非常にこれは重複しますけれども、医療費の助成というのは、経済的負担を軽くしていくと、軽減につながるということで、大変評価もしているわけですが、やはりこの助成のいわゆる期間ですね。遡及はするということでありますけれども、これ向こう何年間、例えば渡航5回までは遡及して助成していくということでありますけれども、これ自治体で先陣を切ったのは、恐らく横浜だと思います。向こうは2年間という縛りがあるわけです。ではこの今、解釈の問題だと、おのおの個人的な解釈の範囲内に値するかもしれないけれども、これはずっと、永久的に治るまでと。18歳という縛りをつけていますけれども、その辺ですね、やはり決して助成を私は否定する立場で言っているわけではないんですけれども、やはり物理的にも見えないところがありますよね。例えばめまいであるとか、動悸であるとか、吐き気であるとか。そういう中でいろいろと見えないところで、これどこまで助成するか。横浜は恐らく2年という縛りをつけていると思います。と言うのも、やはり限られた財政の中では、ある意味自治体が助成をすることによって、国、県これは看過できないような状況に来ていると思いますから、その辺しっかりと、ある意味では限られたこの今婦仁村の財政の中で、どこまでというのは遡及は非常にありがたいんですけれども、そこはやはり2年、あるいは3年、我が村においては特別に3年という縛りという表現が値するのかわかりませんが、そこはしっかりとお示しをしていく必要があるのではないのかと。そういうことによってやはり国、県も動いてくると思うんです。その辺を今の大変これ評価できるような予算の計上でありますけれども、しっかりとこのガイドライン常々、この方向性、指針というのは、やはりスタートラインでしっかりとお示しをするのが、今後の運営にも福祉行政にも深く左右してくると思いますので、その辺を今持ち合わせているお考えでよろしいですので、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

旧梯梧荘の件でございますが、今オリオンビールと話し合いを進めている中で、オリオンビールからも買い取りたいということでもありますので、村としても明確にこれは譲渡してもいいということでもあります。なぜかといいますと、縛りはございませんので、前はそういうふうにもありましたが、今回は売買を前提にして今話を進めているところであります。オリオンビールとしても、今いろんな北部の状況を見ますと、非常にこの開発に対しては前向きでありますので、その中で村としても村がそういう環境を整備することにつきましては、全面的に協力していきたいということで話し合いをしているところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 大変いいご提案を10番議員からいただいて、ありがとうございます。質疑について、ご説明いたします。

今現在、この治療も明確な治療方法も打ち出されていないところで、手探りの状態でその治療が進められているというのは現実でございます。

先ほどご指摘があった「じゃあいつまで」この支援をしていくのかということは大変財政的にも圧迫が懸念されるところでございますが、今国のこの認定に向けて動きが出ているところで、当面その国の支援策が出るまでという打ち方をしておりますが、この支援につきましては、単年度ごとにきちんと見直しをしながら、継続の内容を決めていくということでの課長会での決定をしているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番 久田浩也議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいま村長から明確にこれは譲渡をしていくという答弁をいただきました。

先の全員協議会において、まだ譲渡するのか。賃貸の中という全員協議会の中でありましたので、今回これをただしたわけです。村長のご答弁にもありましたとおり、これ環境整備については、しっかりと取り組んでいくと。やはりこういう優良の農地という点からもしっかりとこれは農業と観光がリンクしていくという村長の政策の柱でもありますので、そこはこう崩さないで。しっかりとここは取り組んでやってもらいたいと思っております。

この環境整備に取り組むということでもありますけれども、後段でまたぜひこれは問うてみたいと思っております、今の例の景観条例、これは後段で問うていきたいと思っております。

この子宮頸がんワクチンの件でありますけれども、やはり単年度ごとにしっかりと見直していくと。やはり要するに言えるのは、しっかりとこれは国、県と連携をして、しっかりとこの情報を開示をして、今後福祉行政、これはかなり不安を持っている親御さんもおられますし、やはり女性がきらきら輝く社会づくりには、非常にこう大きなブレーキにもなりかねない問題だというふうにとらえておりますので、しっかりとこれは課長に期待もしながら、ぜひこれは情報開示、しっかりとやっていくということを要望をいたしまして、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 質疑いたします。29ページです。

先ほども同僚議員のほうからも質疑があったんですけども、確認程度で進みます。児童福祉総務費の委託料の件で幼保連携一体化のこれが先ほど2カ所に候補地、建設候補地があるとのことですが、その候補地とその建物自体の定員数の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの9番議員の質疑についてご説明いたします。

幼保連携施設ですね。村内で1カ所候補地があがって、その1カ所の候補地の中に、2つの案がありますというところです。これにつきましては、土地の確保の容易性とその学ぶ環境など含めて、総合的に検討しております。今帰仁村の小学校跡地の現在、今帰仁幼稚園跡地、現在使っている今帰仁幼稚園をそのまま活用した形での周辺地域ということで考えております。

定員につきましては、昨年度の子ども子育て会議の中で、将来の施設構想として172人規模というところでありました。これにつきましては、3年後のオープンを目指して、今年度、再度施設の具体的な基本施設設計を行いますので、これにつきましては、また再度、最新な子どもの入所を予測いたしまして、検討していくということで、村民のほうにはまた示していくという方向で考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 現在、172人ということは、村内その幼保、児童の総人口に対応できるような規模になるのでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

幼保全体といいますと、0歳から5歳児までのお子さんが保育を必要とする子ども、保育を必要とする子どもというのは簡単に言いますと、ご両親ですね。保護者が共働きの方。また幼児教育を必要としている方は、一方がお仕事をなされていて、保育が可能な3歳児以上という形になります。今帰仁村では現在、3歳から4歳の幼児教育を受けるための施設の受け入れはしておりません。

また、5歳児の保育を必要とするお子さんの保育所での受け入れはしておりません。それを含めると確か470人程度だったかと思えますけれども、その施設を認定子ども園、また公立の保育所、新たな民設、民営化の保育所、また事業所内保育所、さらに小規模保育所と参入、誘致などを行いまして、受け入れていくという方向であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

これで歳出1款から4款までの質疑を終わります。

次に歳出6款農林水産業費から11款災害復旧費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 33ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の11節農林水産物販売促進協議会協賛事業、この説明を求めます。

それから37ページ、7款商工費、1項商工費、2目観光振興費、19節負担金、補助及び交付金の中の今帰仁城跡世界遺産ミュージックフェスティバル、この説明を求めます。

それから41ページ、8款土木費、3項河川費、2目河川改良費、12節役務費、13節委託料、15節工事請負費、22節補償、補填及び賠償金、今帰仁城跡周辺整備事業についての説明を求めます。

それから48ページ、10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費この中の村内遺跡発掘調査事業、委託料ですね。それから城跡さくら管理委託、14節の村内遺跡発掘調査事業、16節原材料費、村内発掘調査材料費、この発掘の事業の説明と、それからさくらの委託管理ですね。どういう形で管理を委託するのか。説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について、お答えします。

33ページ、6款1項3目農業振興費の中の農林水産物販売促進協議会協賛事業についてでございますけれども、これについては県の沖縄県農林水産販売促進協議会のほうから10万円の受託事業費をいただいております。諸収入の、17ページに計上してございますけれども、その受託事業としまして、スイカのさくら祭り等に向けてのスイカの試食であるとか。スイカをデザートに使えるとかのものをしながら、スイカの販売促進に結びつけようということでの事業であります。5,000円につきましては、単費を少し足して10万5,000円で行うということになっております。

あと、37ページの7款商工費、1項商工費の2目観光振興費の中の19節負担金につきましては、負担金の今帰仁城跡世界遺産ミュージックフェスティバルの75万円についてでございますけれども、この事業につきましては、琉球新報のほうからの提案事業でございます。それに基づいて本村で実行委員会を9月1日に発足をしております。それで、全体の予算的な経費では総事業費400万円を計画しておられるということで、あと協賛金につきまして150万円を予定していると。その各企業等からの協賛金の150万円のその半分につきまして、今帰仁村負担金、協賛としてお願いできないかということがありまして、その城跡の秋の音楽といいますと、ジャズの曲ではあるんですが、それを催して少し城跡の新しい秋口の文化の薫る城跡を感じてもらいたいということでやっています。入場料につきましては、5,000円で結構、高額な料金ではございますけれども、ねらいとしましては、村内外、村内というよりかは、本土からの誘客をメインに考えている事業であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時52分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 6番吉田議員の質疑について、説明します。

41ページ、8款土木費、3項河川費、2目河川改良費、あと12節から22節までの説明ですが、今帰仁城跡周辺環境整備事業というのは、今今泊の方で港川の河川改修を行っている事業であります。役務費のほうの10万2,000円の減と、15節工事請負費119万2,000円の減については、22節のほうに組み替えをして、

補償、補填及び賠償金129万4,000円を計上しております。この補償及び補填については、立木補償で今、工事やっているところでヤシ類とか、リュウキュウコクタン、あと電柱移設などの物件がありますので、その補償、補填に充てるものです。

それから13節委託費300万円の減になっておりますが、当初はこの工事でちょっと地盤改良とか工法がありまして、この委託料で施工管理を委託する予定でございましたが、それを減にして、今委託はやらない方向で、職員のほうで一応は現場のほうは対応をしていく予定でおります。そのための減となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質疑に、説明いたします。

10款教育費、5項社会教育費、第3目の文化財保護費につきましては、先ほど委託料の件でございますが、村内遺跡発掘事業の組み替えで、2万円の渡喜仁のタテシバルの出土の保存処理という委託業務でございます。

それから城跡さくら管理委託でございますけれども、樹木医。これは名護保健樹木医ということで依頼をしておりますけれども、内容につきましては、剪定処理、枝のからみ、防虫駆除、それから切り口処理とか、そういったものの要請をしているところでございます。使用料につきましては、梯梧荘のこれは組み替えになりますが、梯梧荘のトラック等、重機等の使用料でございます。

原材料費につきましては、その調査の発掘調査の原材料費というふうになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 33ページの農林水産物販売促進協議会協賛事業、これはスイカの販売、スイカの試食とか、デザートにしていくということでもありますけれども、今農家の方々もお聞きしましたら、スイカの販売というか、需要が若干減っているというふうにお聞きをしているわけですが、そういう意味では、適宜な事業だと思っておりますけれども、今後スイカの販売促進と、それから増産に向けて、今帰仁村として、どのように以前のようにスイカの販売がより多くされるようになって、それから需要も高めるようにしていくかですね。そういう方針がありましたら、答弁を求めます。

それから今帰仁城跡世界遺産ミュージックフェスティバル、ジャズのフェスティバルということで、5,000円の入場料ということでもありますけれども、これは私前から質疑とかしていますけれども、今帰仁城跡について、海洋博に多くの観光客が来るわけですが、そこを何とか今帰仁城跡にまず今帰仁村に多くの観光客が来ていただいて、古宇利まで含めて村内ですね。網羅してやっていくべきだと思っておりますけれども、そういう意味ではすばらしいこの事業だと思っておりますけれども、これについて、村として今後このフェスティバルをやっていくということでもありますけれども、それ以外に何か、また新しいこと。今決定でなくてもやっていく予定、あるいは構想でもありましたら、聞かせていただきたいと思っております。

それから41ページの今帰仁城跡周辺整備環境整備事業ですね。これについての組み替えとか、ヤシの補償とかということでもありますけれども、この看板の撤去とかということも先ほど課長からありました。その看板とか電柱について、直接地主から私にも相談があって、いろいろとまた村と協力をして事業がス

ムズにできるようにということ、関係者にもお話をし、ご理解をいただいているところでありますけれども、この整備に向けて今後こうほかのところ、今後地権者とか、あるいはこの樹木のある方々ですね。あるいは電柱もそうですけれども、スムーズにこう事業ができるようにしていくために、村としてそういう交渉といいますか。会話といいますか、それをきちんとやっていく考え、決意について、相当文句もありましたので、そのあたりの丁寧な説明について、課長の答弁を求めます。

それから48ページの委託料の中の、今帰仁城跡のさくら管理委託でございますけれども、これは先ほども防虫とか剪定ということがありました。そういう意味では、今帰仁城さくら祭りの行っていく上で、大変貴重なさくらでありますので、今泊がかかわって昔、たくさん植えてきたんですけれども、私が思うに。この植樹、この防除、守る態勢も今後もっと続けていっていただきたいと、これぜひ要望したいと思います。

それと、さくらの植樹のほうですね。そのあたりの必要があるなど。とても感じています。具体的などころひとつ1カ所か、申し上げますと、平郎門の手前のほうですね。これ入り口に入っていく手前の10メートルぐらいでしょうかね。15メートルぐらい手前でしょうか。左側に平郎門向かって左側ですね。石畳の左側に、見事なさくらがあつて、これは観光客もそうですけれども、写真を撮る方々がそのほうから、城壁の万里の長城みたいにやって、左側にやっていきますよね。そこをとってもスポット的に写真を撮る場所、記念写真やあるいは風景写真として、遺跡の写真としていいところだということで、写真にたくさんなつて、このときの写真を私は何回も見せられているんですけれども、大きく拡大して、作品展にも出した写真などを見ているんですけれども、ぜひそのあたり復元といいますか。写真になって思い出を持ち帰るために、そういう場所の植樹などもぜひやっていただきたいと思っています。だからそういうことを含めて、また周辺の平郎門に入る前、以前の手前のほう、あるいは中のほうも、文化財もちろん遺跡の関係がありますので、そこを十分配慮しながら、この植樹をさくらを植えつけをしていくお考えがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 33ページ、農林水産物販売促進協議会協賛事業に関連するスイカの増産についてに関する質疑について、ご説明いたします。

まずスイカの増産を含めて販売促進につきましては、この事業を初め、それからスイカの日、リカリカワルミ、それから海洋博の熱帯ドリームセンターですか。そのほうでの販売試食のプロモーションを行ってきております。さらにまた基盤整備としましては、災害に強い栽培施設ということで、ビニールハウス等、それから補強事業といいますか。を取り入れて、天候に左右されないいい作物がつかれるように、村としても協力しているところであります。

さらには昨年からやっております土壌勉強会なども重ねて、質のよいスイカの生産に取り込んでいけるように、生産者の皆さんと一緒に協力してやっていきたいと考えているところです。

あと、37ページの今帰仁城跡世界遺産ミュージックフェスティバルに関する質疑について、その他のイベント等も今後考えているのかということについて、ご説明いたします。

まず今回の坂田明さん、ジャズの音楽を通した今帰仁村のアピールは、坂田さんが広島県のご出身で、

中国地方といますか。その辺での今帰仁村のピーアールにも結構、情報発信できるという方でありまして、そののほうと、あとは東武百貨店の関係で東京のほうの情報発信、それから加治工 敦さん、ちょっと有名なのは、鳩間島音楽祭のほうでも、B E G I N (ビギン)と一緒に活動なさっている方なんですが、その方を含めて、その方と勝井祐二さん3人の演奏者が来ますが、加治工さんと勝井さんにつきましては、東北地方での情報発信ができるということでもあります。

これを機会に今帰仁城跡の秋口の新たな観光といますか。今帰仁村のいろんな情報発信できる機会になればということでもあります。また、今回の音楽祭を通して、今帰仁村の今帰仁づくしということで、今帰仁村の産材を生かした弁当なり、それなりのビュッフェなりをするか。今後、第2回の実行委員会で、リカリカワルミさんと、それからそ〜れと商工会含めて、何が出せるのかということ協議をして、食べて音楽を楽しんで、城跡周辺の風景を楽しむという形で、村内外にアピールできたらなということ、催しているところであります。今回の催しを通して、いい結果とか出ましたら、また今後何か結びつけられるようなことも考えられますので、今回少し新たな試みですので、頑張っていきたいというふうに思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明いたします。

41ページ、今帰仁城跡周辺環境整備事業なんですが、これについては、いま今泊、港川の工事を発注をして、業者のほうも決まって工事入っているところであります。今回物件補償が生じたのは、その工事の範囲に先ほどの物件補償、ヤシ類とか、リュウキュウコクタンなどの立木のもので、それを補償という形で今回予算計上をしております。今後この物件補償の地権者については、交渉をして契約をしていく予定であります。

それから電柱の移設については、ちょうど河川の中にこの電柱が立っているものですから、この移転について、移転補償が生じてきておりますので、それについてはこの電柱移転の件も今後工事にちょっと支障がないような方向で、物件補償をやっていく予定であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 それでは吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

さくらの植栽についてなんですが、49ページの6目グスク交流センター等費の11節需用費の中に桜苗木として150万円計上してございますが、今帰仁城跡の外側ですね。桜の園をイメージしまして、桜植樹をしていく予定にしております。ご指摘の平郎門の左側の桜の植樹につきましては、非常に世界遺産のコア的な部分ですので、今帰仁城跡整備委員会の判断にもよります。これまで発掘した場所ですとか、特に埋蔵文化財に支障がないところに客土をして植えた経緯がございますが、この整備委員会にちょっと諮らないと、まだやるかどうかというのは、はっきりしない現状であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 33ページの3目農業振興費、11節農林水産物販売促進協議会協賛事業ですね。これまでも村がビニールハウス、特に近年は強化ハウスを事業として取り入れて促進していることについて、高く評価しているものであります。今後ともビニールハウスを、農家と協議、協力しながらハウスの特に

強化ハウスの施設設置について、ぜひ村として取り組みをこれまで以上にやっていただきたいと要望します。

それから、この販売促進についても、農家だけではどうしても限度がありますので、行政として商工会、観光協会、あるいは県とか、そのいろんな村内の企業とかも含めて、商工会も含めて協力して販売促進に当たっていただくよう要望をいたします。

それから37ページの2目観光振興費の今帰仁城跡世界遺産ミュージックフェスティバル、これは初めてでありますので、ジャズの好きな方々は全国にいますし、村内にもいらっしゃいます。そういう意味では大変、また特に秋口の事業として新たなものとして、とてもいい事業じゃないかと思っていますので、ぜひこれを成功させて、2回、3回とつないでいく。そのようにやっていただくよう村長として、またその部下、職員を含めて、あるいは商工会とか琉球新報とか、マスコミも含めて協力していくという、成功させるための決意をお伺いしたいと思います。

それから41ページの今帰仁城跡周辺観光整備事業、このほうは、今泊の海岸から始まっていきますけれども、私はこれは今後これが完成していくと、ウォーキングあるいは今帰仁城跡まで含めたすばらしい観光コースになると期待をしています。そういう意味でぜひこれについてこの業者、それから地権者も含めて、これをきちんといい整備ができるように、建設課長からひとつその取り組みの決意をお伺いしたいと思います。

それから48ページの今帰仁城跡の桜の管理委託の件をお伺いしましたけれども、教育長がおっしゃるように、ぜひ整備委員会と協議をしながら、私は先ほども質疑をしましたがけれども、できる範囲の中で無理なく、だけど桜はふやしていく。また、いい場所といますか。お客さんがよく見えて、そういう場所にやって植えていくということで、そういう専門家の意見も聞きながら、ぜひ植樹をやっていただきたいと思っておりますけれども、この無理のない範囲で植樹をしていくという思いについて、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑に、お答えしたいと思います。

今帰仁城跡の世界遺産ミュージックフェスティバルの件でございますが、これ初めての事業でありまして、私も期待と不安を持っております。

先ほど、入場料5,000円ということですが、当初はもっと高い入場料の設定でありました。それではちょっと今帰仁村でもそういう例はありませんので、少しくらい5,000円まで引き下げてきたわけですが、ただこれを提案した新報初めその関係者は相当、これに対しての思いも強くて、村長としてもぜひ城跡ではいろんなこういうイベントをやりたいということで、ある意味ではこれを成功させて、今回1回目が2回目になるように、3回目になるように、村としてもしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明します。

この今帰仁城跡周辺環境整備事業は、一括交付金を使つての事業で、今継続してやっている事業であります。海岸のほうから、整備をやって、国道から下流側については、整備の方法をほぼ終えて、あと国道

にとりつくところだけが今ちょっと残っている状況があります。

それからまた上流側については、今年度事業を発注しておりますので、この河川の整備の計画の中で、河川沿いに遊歩道も計画しておりますので、それから植栽関係もこの遊歩道沿いにも植栽計画もありますので、そういった面で河川の環境整備を行って、今帰仁城跡の周辺整備ということで事業を進めていきたいと考えておりますので、今後ともこの事業が完了するまで、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 吉田議員のご質疑にお答えします。

今帰仁城跡におきましては、グスク桜まつりも開催しております。県内各地さまざまな桜まつりがあるわけですが、どこにも負けないように、桜の植樹もたくさんふやしていく予定にしておりますが、埋蔵文化財を抱えています国の文化庁、それから県の文化課とも調整を図りながら、今帰仁城跡整備委員会と調整をして、よりたくさんの桜が植えられるように努力してまいりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時17分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後 3 時31分)

ほかに質疑はありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 歳出について質疑いたします。

37ページ、7款1項6目の観光力基盤強化事業についての、15節今帰仁城跡機能強化整備事業の内容といますか、中身。

それと19節負担金、補助及び交付金の、これは多分「いいなまつり」だと思われませんが、このいいなまつりと関連いたしまして、前回結構、客数というんですか。これがかなり減っていたと思われませんが、これに対する中か集客に対してのことを考えているかどうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質疑に、説明いたします。

商工費の工事請負費の件につきまして、ご説明します。今帰仁城跡強化機能整備事業としまして、今回新しくトイレの新築がございまして、概算での一括交付金の申請をしましたがけれども、実施計画におきまして、不足分が発生し、増額分を提示しております。全体枠での一括交付金で調整を組み替えをしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 5番與那議員の質疑について、説明をいたします。

37ページ、7款商工費1項商工費、6目観光力基盤強化事業の19節負担金補助及び交付金の観光力基盤強化事業についてですが、これは先ほどありましたように「いいな運天港いちやり場まつり」の事業であります。質疑の中で、昨年客数が減っているという状況がありましたが、第1回目ですね、初めてのイベントを開催したところですが、第1回目より第2回目の方が確かに客数は減っている状況がありました。いろいろと、このイベントの日にはいろんな各行事とか、重なって、かなり客数が第1回目よりは減っている状況がありました。今回、開催日が11月14日を予定しておりますが、その中で今、客数をふやすにはどうし

たらしいかというのを、実行委員会の中でもいろいろと話をしておりますが、今回この離島の船舶ですね。一応はこれを借上げをして、羽地内海の周遊をしたらどうかという話もありますので、まだ正式な決定ではないんですけれども、それを今離島のほうと、この船舶の遊覧について、詰めているところであります。

それからプログラムの中でいろいろ客の集客について、例えば離島のほうから出たんですが、お楽しみ抽選会とか、そういうのは離島のほうのイベントの中で、そういったものもやっているということを伺っておりますので、今回そういったものも取り入れながら、ちょっと集客のほうも考えていきたいと思えます。

また、第1回実行委員会が終わりまして、10月にも最終の確認をしながら、こういった集客についても、実行委員会の中で詰めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 まず15節なんですが、トイレ新築予定の場所といいますか。それのご説明。

あと19節ですね、古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村」のときは、谷口浩美元選手を呼んで、「さくらまつり」のときは、「ゴールデンアワー」のラジオ番組を呼んで、ものすごく集客につながったと思っておりますが、これいい流れできて、この中でこう目玉となるようなゲストや番組がちょっとないのは、寂しいのではないかと思います、この質疑をさせていただきましたが、仮にこういったゲストではないんですが、ゲストも含めて番組等と、今から計画をしてできるのかどうか。質疑をいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 與那議員のご質疑に、説明いたします。

工事のトイレなんですが、場所ということでお聞きしますが、第一駐車場がございまして、交流センターの後ろの第一駐車場になりますけれども、その左手の上のほうになります。現在のトイレの裏側のほうになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明いたします。

今回の「いいな運天港いちゃり場まつり」のプログラムについては、ほぼまだ案の段階ですが、ほぼプログラムを決めていっております。ゲストについては、伊禮俊一さん、これは伊是名の出身の方で、どうしても3村の交流事業ということで、伊是名、伊平屋、今帰仁村を含めて、いろいろと出し物を出して、開催しているところであります。今回のゲストのほうは神谷幸一民謡ショーを今のところ予定しております。全体的には3村の交流ということですので、伊是名のチムどんキッズ&北山の風のコラボできるメンバーもおりますので、そういったものを含めて3村からの出し物ということで開催をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 15節については理解いたしました。19節のこのまつりに関してなんですが、これは交流が目的のまつりというふうにとらえますが、3回まで、今回まで交流まつりということで行って、ぜひとも交流だけではなく、せっかくですので、発信をして集客につなげて、もっともっと今後につなが

るというんですが、観光にもつながる。そういったまつりへと発展させていただきたいと思っておりますが、これはまだ実行委員会等々があると思われませんが、これに対して交流まつりをより発展させたまつりの提案をし、今帰仁村からぜひしていただいて、伊是名、伊平屋のためにも、もっともっと集客をして、もっと充実した中身のあるまつりへと発展していけるよう要望して終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 先ほど、与那勝治議員のご質疑に対しまして、訂正を行いたいと思っております。先ほど「第1駐車場」と言いましたけれども、誤りで「第2」の駐車場の左手ということで、訂正をよろしく願いいたします。失礼いたしました。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 質疑させていただきます。

37ページで先ほど同僚議員のほうからもあったんですが、観光振興費の今帰仁城跡世界遺産ミュージックフェスティバルなんですが、先ほど総額400万円とおっしゃっていましたが、その中で入場料が5,000円という話ですが、入場料5,000円、このトータルの行き先はどこなのか。

それと城跡のピーアール以外のメリットは何なのか。それと多分、DVDとかCD作成されるかと思えますけれども、これの著作権のある場所はどこなのか、質疑いたします。

それと、49ページのグスク交流センター等費の中の需用費、桜の苗木150万円、その詳細、単価、それと本数、場所を質疑いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいま9番山城太議員の質疑について、お答えします。

7款1項2目の観光振興費の中の19節、今帰仁城跡世界遺産ミュージックフェスティバルに関するご質疑でございますけれども、まず初めにトータルの予算の流れについて、入場料は5,000円ということで、先ほどの同僚議員の吉田議員にも説明したとおりでございます。あと、入場料、収入は500名を想定して、250万円を予定しています。あと協賛金として75万円、今帰仁村が75万円を負担をして400万円ということになります。あと、城跡以外のピーアールにつきましては、今帰仁村の食と産物ということでの取り組みもやりますので、それについてはリカリカワルミ、それからそれへのほうにもお願いをしまして、何が出せるかということの調整を進めているところでございます。

あと、そのお金はどこに流れるかということでございましたけれども、出演者の経費にも多少はギャラとしていきます。それからあと「CDとかの制作もあるか」ということでございますけれども、このCDの制作については、実行委員会の中でも話はされておきませんので、CDの制作等については、今後もしあるようであれば、またそれについては確認をしていきたいと思えます。

あと、全体の経緯で結構、ねらいが本土の中高齢層を村内外の中高齢層をターゲットに進めている事業でありますので、初めての事業でどれぐらいの集客ができるのかというものを今週にも第2回の実行委員会を持つ予定でございますけれども、その中でも集約をしつつ、もし足りなかった場合、予算の経費が400万円に足りなかった場合、どこで調整をするかということも話し合いは実行委員会ですべてしております。その経費はまず出演者のギャラ等の調整と、あとは琉球新報等含めて、合同会社のVerdureという本

土で東武百貨店のほうを中心にイベントなどを手がけている会社であります。そのほうで調整することになっています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について説明いたします。

桜の苗でございますけれども、ヒカンザクラ高さが大体2.5mほどの桜でございます。本数にしましては、約94本で1万6,000円の単価でございます。植える場所でございますけれども、第3駐車場付近と、現在まだ枯れているところがありまして、その植え替え、そして交流センターの左側のほうにもスペースがございます、そこにも植えていく予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時48分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時49分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 DVDとかCD等の制作等の話がなかったということですが、こちら側からは持ち出してそういう話を、販売という形で行って、村にももう少し税収アップのような、収入がふえるような対策も必要ではないかと思えます。その辺の答弁を求めます。

次に、桜苗木なんですが、2m50cmぐらいで1本で1万6,000円ぐらいという、このサイズですね。なぜこのサイズになったか。根拠を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの9番議員のご質疑について、お答えします。

DVDとかせっかく世界遺産の城跡の風景など入る中での演奏の音楽とかも収録できるのであれば、CDとかDVDとかを制作をやって、その辺を村財政に取り入れたらというご提言ですけれども、そのすばらしいご提言ですので、その辺ですね。次回の実行委員会に取り計らって、オーケーもらえましたらそのように進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑にお答えいたします。

この程度の若い桜につきましては、活着がいいということでご指導を受けまして、2、3年ではすぐに花がつくんじゃないかということで、選択しました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 城跡でのフェスティバルのほうは、ぜひ成功していただきたいと思えます。

桜苗木のほうなんですが、これ以前、交流センターのほうで私も勤めていまして、桜植栽のイベントを行いました。そのときに知り合いのほうに声をかけたら、いくらでも譲ってくれると。無償提供ですね。ちょっとサイズのほうはまだ聞いていなかったんですけども、そういうふうに村内関係者等にそういった寄附の依頼とか、そういったのは行ったのでしょうか。行えば、いくら150万円までいかないんじゃないのかなと思ったりしますけれども、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 山城議員の質疑にお答えします。

ただいまのご質疑の桜苗木の提供を行ったかということですが、提供というのは、ちょっとやっておりません。ただこの150万円の桜の苗木の植え付けについては、支柱とかそれから植栽の散水等、1年間のこの枯れないような保障まで入っての金額となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時53分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時54分)

ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 最後の質疑いたしますが、苗木の無償提供とかされていないということなので、もう一度、関係者に当たれば多少なりとも無償提供のほう、行える方もいるかと思っておりますので、ぜひとも声掛けしていただけないかなと思っております。以上で質疑を終わります。答弁を求めて、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 今後、さらに桜をふやしていく計画でございますので、無償提供も含めまして、呼びかけて提供をいただけたらと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 1点について、33ページ農林水産業費の8節報酬のいもの日イベント講師謝礼と、そして11節いもの日イベント材料代等、この「いも」というのは何ですか。サツマイモですか、それともヤマイモですか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 8番 與那嶺好和議員の質疑について、お答えします。

33ページ、6款農林水産業費、1項農業費の中の3目農業振興費の中の8節報償費、いもの日イベント講師謝礼と、そして11節需用費、いもの日イベント材料代等について、ご説明いたします。

「いも」については、甘藷であります。今帰仁村の古宇利のほうで、甘藷拠点産地になっておりまして、その事業の一環として行う、「いもの日のイベント」となっております。2年ほど前から県内の芋の産地協議会のほうで、持ち回りで開催することになっていて、2年ほど前に古宇利のほうが予定だったんですが、ちょっと古宇利区の会長と地域の取り組みが少し難しいということで、延ばしていたんですが、今回どうしても古宇利区のほうでやらないといけないということで、産地協議会を6月11日に開催しまして、総会の中でそのやろうということでの雰囲気がありましたので、今回11月16日に、「いいいもの日」ですか。「いもの日」に開催するということになっております。講師につきましては、芋の防除とか、いい品目の芋とかの紹介などを兼ねながら、芋についての勉強会のための講師です。

あと11節の需用費につきましては、「いもの日のイベント」ですので、芋を活用した食材等の展示であるとか、芋掘りをした特産品の開発とか、県内の古宇利区で何か出せるかというのがあります。そういった展示に使う費用と、あとのぼりとか広報、宣伝とか、あとは大会の資料等に使うための需用費でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 これは古宇利だったらベニイモですよ、主にね。最近また品種の変わった芋

もありますけれども、これはやはりこういうのはヤマイモなのか、キクイモなのか、いろいろとわかりにくいわけです。種類がたくさんありますから。何の芋だかわからないものですから、一応は聞いたんですけども、これちゃんと書いてくださいよ。ベニイモなのか、何芋なのか。

「山芋勝負」もありますから、地域によっては今帰仁村にも。こういうのを書かないと、ただ「芋」と書かれたら、「何イモかな」と。最近また新しいクーガ芋というものもあるし、いろんな種類があるんですよ、芋にも。ただざっくばらんに「いも」と書かれているから、何の「いも」かなということで質疑をしているわけです。今後こういう内容はちゃんと書いて、表示してください。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑について、説明します。

「いもの日」のイベントにつきましては、それが固有名詞ですので、そのように書かせていただきました。ただし書きでもし誤解等が生じないように、今帰仁村の古宇利区の協議会につきましては、甘藷産地協議会ということですので、甘藷という形でわかりやすいように表示を考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時00分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時00分)

質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 歳出について、質疑させていただきます。

50ページ、10款6項1目の15節工事請負費、体育館施設工事費としてありますが、その内容をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの上原議員のご質疑に説明いたします。

ただいまの工事費につきましては、体育館、従来から雨漏りが激しいということでもあります。現在もそういう状況でございますけれども、今回防水工事、以前のほうの確認をしましたら、換気扇を取っ払って、光窓を取っ払って閉めた。そこからでも雨漏りがするというので、今回、上部の平面のほうを防水処理工事を行う予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 この雨漏りは結構、前々からいろいろと議会でも取り沙汰されてきたと思うんですが、その際、場所の特定ができていないのが説明で再三ありましたが、その辺どうなっているのか。説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について説明にお答えします。

場所のほうがなかなか厳しいということで、私もお聞きしました。それで今回、上部の少しへこんだところがあるんですが、平面72㎡、立ち上がりが10㎡と、そこに今回、水が溜まるのではないかとということで、ここのほうを全面防水コーティングをするというふうなことで実施をしようと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希君** へこんでいる部分が72㎡あって、まずそこにやってみるということではありますが、これですね、去った8月下旬ごろですか。国頭郡の球格技大会がバスケットの大会がありました。その際に、私も1選手として出場しましたが、その際2日目、大雨で片面は水浸しで、本当に危ないんですよ。本当にちょうどコートの中ぐらいで、結局そこ一面使えず、結構こういう大きい大会になると、やはり外部からのお客さんが大変いらっしゃるので、すごくいろいろなクレームといますか。そういう話も伺いました。その際、今のこの72㎡というくぼんだ場所ということであるんですが、その辺実際に効果があるかどうか。確定できているのか、できていないのか。その辺の説明を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 与那 満社会教育課長。

○ **社会教育課長 与那 満君** ただいまの質疑に説明をしたいと思います。

これはこれまでも想定したところコーティングやってきたようなんですが、やはりまだやってみないとわからないというような状況でございます。こちらとしても夜光塗料を流し込んで、どこに流れるのかとか。そういった調整も今、話しているところなんですけれども、私もあのときは顔を出しています。それが所定の位置から漏れている場合がないので、非常に漏れているところが探しづらいと。しかし今回も、これを想定した上での大きなコーティング工事だと考えております。まずはやってみると。そうでないと進展がないので、かなり上にのぼってみますと、上部といいますか、瓦ではなくて屋根のほうも歩ける状況ではありませんので、非常に気を使っているところでございます。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ただいまの2番 上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希君** まだ確定ではないが、まずはやってみるということではありますが、本当に今、確かに雨漏りしている場所が確定的ではない。本当にいろんな場所からやっているんで、なかなか難しいところではあると思うんですが、もうこのままほっておいてもやはり床であったり、いろんな部分が傷んでくる心配があります。あれだけの特殊な屋根ですので、なかなか大きな工事というのは、今の財政的には厳しいのかと思うので、ぜひこの工事で効果があることを願ってはいるんですが、その辺の資材等いろいろな多分コーティング剤にしても、いろいろな資材等あると思うんですが、その辺は業者任せではなく、役場の職員等でですね。一緒にいろいろと選定をしながら行っているのか。ぜひその辺は必要なのではないかと私は感じるんですが、その辺の説明を求めます。あとしっかりとこの検証も含めて、継続的に行っていただくことも要望しながら、説明も求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 与那 満社会教育課長。

○ **社会教育課長 与那 満君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

確かにそうですね。おっしゃったとおりですが、この業者も何度か入っておりますが、非常に頭を痛めている状況であります。そして先ほども言いましたように、いろんな工夫で、どこから漏れるのかということまで、ちょっと検討していただきたいということで話をしながら、今回はアクリルゴム系ですね。防水材を使ってみようと、アクリル系ゴムですね。これでどうかなということをやっております。とにかくやらない限りは、前に進まないのが厳しい財政の中ですが、再度調整をさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 歳出質疑をいたします。

38ページ、8款1項1目1節の報酬、景観委員会、2回の開催を予定されているというふうに理解しておりますけれども、その内容ですね。

それと39ページ、8款2項2目15節の工事請負費、道路維持補修等工事排水改善対策工事についてですが、その下の側溝取付工事、古宇利コンクリート舗装、その事業の概要の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 10番久田議員の質疑について、説明します。

38ページ、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、1節報酬の景観委員会ですが、これについては、旧梯梧荘の件で今、オリオンビールが第1交渉者ということで、先ほどから話がありまして、その中で建物の規模からして、今その事業者が考えているのが250室から300室ということで、提案されてきております。それでこの提案書の中で高さが8階建てと、あともう1件ですね。今13階建てというような提案もありまして、今事業者のほうでそういう提案書を出してきております。村のほうで、景観計画に沿って、一応今いろいろとこの事業者とも調整をしているところなんですけど、ちょうどこの旧梯梧荘跡地については、この景観計画の中では、今帰仁城跡眺望保全地区ということで、ここは重点地区として指定しております。その重点地区の景観の形成基準が高さとしては原則として軒高8mというふうなもので形成基準はつくっているんですが、今の事業者の建物の高さからすると、ほぼ8階建てで30mの高さぐらいになる予定なんですよ。

事業者のほうから、その場所に旧梯梧荘跡地に、そういった建物を建てたときの今帰仁城跡からの眺望のシミュレーションですね。それを提案書の中に生かされてきております。事業者のほうからのこの眺望のシミュレーションはされているんですが、これは全体的に村としても、この今帰仁城跡からの眺望だけではなくて、そのすぐ近くの例えば村道の中央線、あと国道505号、あと今泊方面からとか、そういった眺望点から、そういった建物が建ったときに、どういう見え方がするのかというの、今はちょっと村のほうでも検討しているところでありまして。それに基づいて、一応今10月にこの景観の委員会を開く予定でおります。実際に景観計画の中では、この景観委員会というのは、事前協議があつて、それから行為の届出とかされていったときに、この景観委員会を開くのがその流れなんですけど、今回特にこういう建物の規模が大きいような状態になってきますので、まだ第1交渉権のオリオンビールが出してきた内容のものを、景観委員会の中で、審議してもらおうということで開催を予定しております。10月にそういった景観のもので、委員会のほうからいろいろと意見が出てきたときに、またこの事業者と、そういった景観のものについて、いろいろと調整をしながら進めていく予定であります。

次39ページですね、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費の15節工事請負費ですね。この道路維持補修等工事排水改善対策工事についてですが、230万5,800円計上していますが、この場所については、村道渡喜仁天底線と、村道勢理客線の交差点、勢理客公民館のその交差点になります。前からちょっと道路の縦断とかが大きいところで、この枡のところまで水が飛び跳ねるような状況があつて、今回その改善で、側溝の改善を行う予定でおります。これが1点目ですね。

あとは、村道湧川運天線のいつも水が溜まる場所ですね。湧川運天線の低くなって横断溝のあるところなんです、そのところも改善するために、今回既存の横断溝を改修してあらたにまた横断溝をつくって、その流末のほうを管渠でそのまま排水のほうに導くようなもので、改善を行っていく予定で予算を計上しております。

それから側溝取付工事については、湧川区のほうで、村道湧川港線の流末なんですか、ちょうど沢岬部落のほうのところ、ちょうど畑の境界のほうに、今側溝がわずかしなくて、そこに垂れ流ししているような状況があって、どうしても地主のほうから土地利用を行いたいということで話があって、今回この側溝の取り付けのほうを予定しております。

それから古宇利コンクリート舗装ですね。これについては、旧古宇利小学校の北側のほうで、かなりちょっと勾配がきつい道路があるんですが、そのところはいつも道路が洗掘されている状況があって、そのところをコンクリート舗装でこう舗装をしていく予定でいます。延長的には25mほどのコンクリート舗装になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時17分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時17分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 ただいまの課長の答弁で、概ね理解したと思っております。

38ページのこの景観委員会、テーマが旧梯梧荘跡地の何といいますか、景観計画の中の重点地区、シミュレーションをして委員会に諮っていくということでもありますけれども、先ほど来、鑑定等々の話が出て、先ほど村長の答弁においても、企業が進出しやすい環境整備に努めるということを確認にうたっておりました。

「先づ隗より始めよ」ではないですけれども、非常にこの今までの旧梯梧荘跡地の経緯を見ますと、当然埋蔵文化財、この申請に伴うハードルといいますか。障害といたら語弊があるかもしれませんが、非常にこの埋蔵文化財も大きな課題になっておりまして、次に来るのがやはり景観条例なんです。非常に、先ほど来、本村経済にブレーキになってはならないというふうに常々、私は思っているところでありまして。まずそこは今後、当然委員会の意見も尊重し、反映させていかなければならないと思っておりますけれども、やはりそこは景観条例制定の時点から、いささか疑問を感じるころもありまして、ある意味本村の経済を加速につなげていくためには、少しメリハリといいますか。そういうところも設けなくてはならないというふうに思っているわけです。

例えば、本村においては、都市計画法もないのに、これ準じてやっているとか。とても私は理解しがたいところがありまして、そういうところからも村長としても先ほど来、重複しますけれども、観光と農業とをリンクさせて、本村の発展につなげていきたいということを明確に政策の中でも柱としてうたっている中で、やはりそこは、今後一石を投じるというんですか。まずは一部、条例改正もひとつの視野に入れて、まず委員会にも一石を投じてみる。というのも一つの手だと思うんです。シミュレーションも非常に大事だとは思いますが、やはりその中で、例えば与那嶺長浜地区においては、少し規制を緩めるといいますか。特にこの運天区であるとか。運天区はこの高低差、崖があって、いろいろとクリアしやす

い条件が整っているかと思いますが、その辺ですね、村長。ぜひ当然、世界遺産大変大事です。その整合性も非常に大事だと思いますけれども、やはり企業としては採算ラインが見合わない、どうしても進出しないんですよ。そこはひとつテーマとして2回開催されるというのであれば、2回で足りるかどうかわかりませんが、シミュレーションも含めながら、当然委員会のご意見も尊重する。しかしながらある程度、これはひとつの企業側からしても大きなハードルになっているのが明確なんです。その辺委員会の中で、議論をぶつけてみるというのも一つの手ではないかと思っておりますけれども、その辺ですね。村長の見解を求めていきたいと思っております。

それと、15節の工事請負費、道路維持補修等工事排改善対策工事ですね。これは上運天区、大城光生邸の排水のちょうどお家の前の排水の非常にこれは悪化に伴う工事だと要望があって、私も課長ともども要望した経緯からして、非常に今回数字となって予算書に出ているということは、本当に高く評価したいと思っております。それと勢理客のこの公民館の前、ここは通学路なんですよ。昨今のこの異常気象ゲリラ豪雨とか、そういうことを鑑みると非常に危険度が増して、限界に近い状態であったのは、これは否めないと思うんですよ。本当にこれは敬意を表すというのも非常に変なんですけれども、この努力に関しては高く評価をしていきたいと思っております。

それで大変課長としても、この道路行政、要望があって大変だと思うんですけども、今帰仁村においてやはりハザード、危険箇所というのが今現在、どれだけこの冠水といいますか、この雨によって、いろいろと要望、各地区から上がってきていると思うんですけども、当然その中には、危険度が高いところから優先順位をつけられていると思いますけれども、まず今回、上運天も勢理客、あるいは湧川、古宇利も解決をしていく中で、今後、優先順位として非常に危険度が高いという認識しているのがまずどこなのか。お答えできる範囲でいいですが、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

景観委員会の開催の予定という中で、予算を計上されておりますが、景観条例を施行して初めての事例であります。そういう意味では、私もいろんな思いはありますが、この委員会が開かれていろんな状況を見ながら、この件については自分なりの考え方をまとめていきたいと思っております。

先ほどの規制を緩めるとかというご質疑でございますが、これにつきましては、答弁を控えさせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、お答えいたします。

村内の冠水する箇所というのは、ほぼ冠水が起こる状態というのは、実際に村道だけではなくて、特に国道505号の乙羽園のところ、ちょっと一番こう道路が低くなっている状況があるところも、冠水が依然あって、県のほうに道路の改良を行って、今のところはこうグレーチングのところを葉っぱが詰まるものを事前に台風の前になると職員のほうで除去して、できるだけ冠水を起こさないような場所をこう見回りしているところです。

あと国道については、その箇所とあとは役場前の交差点の付近も大雨のときにすぐ冠水を起こすような

状況があります。これもグレーチングに葉っぱがたまっていって、一時的に水の流れが悪くなるような状況がありますので、そこも台風の前とか、そういうときにはできるだけ除去はしていく方向で今、取り組んでいるところです。あとは、村道になりますけれども、崎山のほうでも1カ所そういう場所がありまして、常にこういった冠水の起こる箇所は事前に作業をやっていく方向で今、職員のほうで取り組んでいるところであります。ほかに優先順位の話なんですけど、特に道路についてはほぼいろんな事業を導入して、これまでも改良を行ってきておりますので、特にそんなに冠水を起こすというところはほぼ今、未整備のところ、未整備のところは洗掘されたりしている状況があります。特に農道であったり、村道でもその他道路で未舗装であったりすると、そこが洗掘されて路盤材ですね。そういうのが流されていって、詰まってまた冠水を起こすような状況がありますので、今後こういった優先順位は洗掘が起こる場所をどうにか事業とか、そういったものも利用しながら、今後進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 この景観委員会の件ですけれども、村長は答弁は差し控えたいということでありましたが、何がこう控える根拠なのか。まず委員会において、私は一石を投じたらどうかという。その中でもんでおのずと方向性を出して導き出せるものではないのかとと思っているわけです。この景観条例に関しては、さまざまな議員からも非常に経済のブレーキになっているんじゃないかという意見は持っていると思うんです。ですからこのある程度、この条例は規制を緩めていく、その選択肢がないと恐らく企業というのは、今後かなりこれは高いハードルになって、誘致に非常に大きく左右するのではないかと考えております。

ですから、先ほども言ったようにこの箱物からまず脱却、管理費等々から考えても、この本村の行く末を見た場合、やはりここは一つの選択肢ですよ、村長。これをやれと言っているわけではないんですけれども、ある意味ではそういう意見も委員会の中で、せっかくあるわけですから、9名の有識者の皆さんがですね。どういった議論を交わすのか、どういったお考えなのかというのは、一つの方向性をお示しただく、一つのまた決断にもなってくると思うんです。その辺もう一度ご答弁を求めていきたいと思っております。

次に道路行政、排水の件でありますけれども、やはり課長が言うように、こう改修工事をして、特に乙羽園、非常に大きい工事をして、冠水において大分緩和はされましたけれども、まだこの葉っぱがやはり詰まって、かなり危険度は増している状況なんですよ。その対策にもう少しこういいアイデアがないのかと。やはり国道において、交通量も非常に増している状況で特にこの先ほど大城光生氏の家の前ですけれども、上運天においては、本村だけの問題ではなくて、我々にはこの港、いわゆる伊是名、伊平屋の方々からも強い要望があったんですよ。本村の場合においてはまだ理解、ここがこれだけの雨が降っただけで冠水するんじゃないかという予測はできるんですけれども、やはり伊是名、伊平屋の方々というのはまだ予測できない方がいて、そこで冠水をして、車が動かなくなったという事例も出てきている状況なものですから、そういうところから、今いうこの葉っぱの問題も除去する。少しこう考慮していく。当然これは何と申しますか。非常に難しいというのは理解しているところであります。やはりこの費用対効果を第一に考えて、この村道、農道、危険箇所の解消に向けて、鋭意努力されていくことを望んで質疑を終わります。村長だけ、最後に答弁を求めたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時32分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

私は先ほど、規制というか、この景観条例の中でいろんな制約がありますので、これを緩めるということについて、今景観委員の審議、始めて第1回も持たれていないような状況の中で、こういうことについては、ちょっと答弁を控えたいということでもあります。ただ今後、景観委員の皆さんの審議状況を見守りながら、時期を見て私の意見も申し上げたいということは考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの10番 久田浩也議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 村長、時期を見てというんですが、今が時期ではないんですか。報道等でも出ていましたけれども、もう平成29年度には、運用開始をしたいということを出ていたわけですが。村長が指す時期というのは、いつになるかということ、まずはお伺いしたいということ。まずこういう一部条例改正のお考えはお持ちなのかどうか。先ほど来、私はこれはひとつの手ではないかと言っているわけです。何もこれにしないかということはありませんよ。まずは一石を投じて企業というのは逆算をして、採算に見合う、いわゆる事業計画をつくっていくわけです。この計画書をひとつつくるのにかなりの費用がかかるわけです。ですから先ほど来、鑑定から言っているとおり、環境をまず進出しやすい環境をつくっていくということを明確におっしゃっているわけですから、ある程度、この規制緩和に関してもひとつ、選択肢としては持ち合わせるべきではないかということをおっしゃっているわけです。

いずれにしてもこの委員会の意見というのは、尊重しなければならないわけですよね、村長。村長のまずは、これまでのゆがふホールディングスから、この一連の流れを見て、もう課題というのは見えてきているじゃないですか。大きく2つですよ。そういう中で環境、進出しやすい環境をつくっていくこの言葉がどうも今の答弁では感じられないわけです。ある意味、千載一遇のチャンスではないですか。

まずは、これを逃す手はないと思いますよ。明確にオリオンビールも言っているわけです。この2点が大きな課題だと。トップである村長が、まずはある程度この時期になって、何回も常務会、オリオンビールは株主総会も開いていると思いますよ。常に企業は採算ライン。悠長に構えている時間はないんですよ、企業には。投資もするし。今の時期を逃して、どういういつの場で言うのか。もう私は遅いぐらいだというふうに思っていますけれども。ですから明確なこのお考えがあるのかないのか。村長、しっかり答弁してください。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

景観条例の改正ということをおっしゃっているわけですよね。私はこの景観条例を改正、今の段階で改正ということは、「どうかな」と思っております。改正しない中で、この問題は解決できるのではないかと、このように思っております。時期といいますのは、景観委員会の審議がありますよね。もう何月だったか。10月に予定ということでもありますので、その中で村長としても、これはどうしてもこのホテルの建設につ

いては、先ほども答弁したように推進をしていきたいということを明確に申し上げておりますので、この景観条例の何と申しますか。どんな問題があるかという、高さの問題とかいろいろありますけれども、これはこの条例で規制というか、高さは決まっていますけれども、これについては明確に委員の皆さんがこれはだめだということは、言えないのではないかと私は思っております。そういう意味では、先ほどから申し上げていますように、この条例が改正されて1回も景観委員会もしていない中で、条例の改正云々というのは、私は差し控えたいと言っているわけです。

だから、改正する考えがないかということですよ。だから答弁は今は控えたいということです。

○ 議長 東恩納寛政君 本日の会議時間は議事進行の都合により、あらかじめこれを延長します。ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

これで歳出6款から11款までの質疑を終わります。

日程第6. 「議案第46号 平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

歳入一括、これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

次に歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7. 「議案第47号 平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

歳入、歳出、一括で行います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第8. 「議案第48号 平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」を議題とします。

歳入一括、これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

次に歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9. 「認定第1号 平成26年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 平成26年度一般会計歳入、歳出決算認定について、54、55ページですね。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入、4節の今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料について、質疑を行います。

予算現額として9,000万円、調定額として1億73万8,661円、歳入済額として1億73万8,661円となっております。これは平成25年に対して増額となっておりますけれども、その増額の内訳、例えば人数とか、金額はわかればいいですけれども、人数がどれぐらい増えたかですね。そのあたりの説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの6番吉田議員の質疑にお答えいたします。

4節の件につきまして1億円超えたということの理由ですが、金額の詳細についてはちょっと準備しておりませんが、平成25年度、平成26年度の入場者数、平成25年度が26万6,398人、平成26年度が28万6,215名、約2万人の増で大体考えることができるのかと思われまます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 平成25年度が26万6,300人余り、平成26年度が28万6,215名と、約2万人の増ということでありまます。これは相当の増額ということで、喜んでおるところであります。先ほどもありましたけれども、ミュージックフェスティバルを今回開催するということでありまますけれども、今後このイベントをいろいろとやって、あるいはまた広報活動宣伝をテレビ、ラジオ、新聞、インターネット、いろんなマスコミを通してやっていって、入場者数を増やし、今帰仁村にいらっしゃる観光客を今帰仁城を起点に古宇利まで、村内くまなく多くの観光客が来ていただいて、また農産物、商工品を含めて消費をしていただくということが求められているところでありまます。そういう意味で、今後とも、今帰仁城の観光客の増加について、取り組んでいく決意について、ひとつ村長から今後いろいろな手を打って、増加につないでいくことについての決意をお伺いしまます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑に、お答えしたいと思います。

今帰仁城跡の入場者が大分ふえたということで、私も喜んでおります。これまでも定例の指定管理者との会議を毎月やっている中で、いろんなこのお休みをどうしたほうがいいのかというのを指定管理者、そして教育委員会、観光協会、経済課、そして私が参加をして、こういろいろと検討している中で、先ほどのミュージックフェスティバルも入場者を増やすためには、やはり全国的にこの宣伝をすると。ピーアールをするということで、今回10月のほうでやるということですが、特に入場者が増えてきたのは、やはり「グスク桜まつり」が定着したことだと思っております。去年の桜まつりでは、何というか交通にも支障を来すと。そして入場、平郎門の前で大分詰まったということもあって、うれしい悲鳴でありまましたけれ

ども、年間を通してこの観光ピーアールをしていくということが大事だと思っております。

そして今回の予算の中でも、県の観光の集い、台湾であります、そういうことにも、そういうものにも催しにも積極的に参加をして、今帰仁村のピーアール、そして城跡のピーアールをしていきたい。このように考えております。できることなのか、そういうことにつきましては、積極的にやるということ。予算についても、この件については教育委員会の皆さんにも積極的にイベントを開いてくれと。予算計上については、村長としても責任を持ってやるということで、積極的に今帰仁城跡、これはもう本当に歳入の一番のこのよりどころと言いますか、一番今帰仁村にとって、一番大事な財源でありますので、今後とも今帰仁城跡がどんどん増えていきまして、目標は今30万人でありますので、その目標に向かって頑張っていきたいとこのように思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第10.「認定第2号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

日程第11.「認定第3号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12.「認定第4号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻 午後4時56分)